

スウェーデン救貧連盟とその諸活動（5・完）

その他のタイトル	Svenska Fattigvardsforbundet and its Activities (5)
著者	石原 俊時
雑誌名	経済学論集 = The Journal of Economics
巻	83
号	1
ページ	2-54
発行年	2020-05-01
URL	http://doi.org/10.15083/00079316

《論 文》

スウェーデン救貧連盟とその諸活動 (5・完)

Svenska Fattigvårdsförbundet and its Activities (5)

石 原 俊 時

要 約

スウェーデン救貧連盟は、1918年の救貧法改革の実現に貢献した有力な圧力団体として注目されてきた。また、その児童福祉に関わる活動も、スウェーデンの児童福祉の発展に重要な役割を果たしたことが知られている。しかし、このように活動の一部に関心が集中する一方で、そもそもこの団体が如何なる課題をもち、どのような活動を展開したのかを検討する作業は十分行われてこなかった。そこで、本稿では、担った課題や活動の展開を万遍なく把握することを通じて、この団体の全体像を明らかにし、それによりこの団体がスウェーデン福祉国家の形成に果たした歴史的役割を解明することを試みることにする。この第5部では、児童福祉をめぐる諸活動の展開を、24年の社会的児童福祉法成立に至る児童福祉諸立法の制定に関らせながら見ていくこととする。また、最後に論文の締めくくりとして、この団体の歴史的意義について検討することとする。

キーワード：スウェーデン、スウェーデン救貧連盟、児童福祉、子どもの権利、ジェンダー秩序、家父長制

1. 問題の所在
2. 成立の背景
3. CSA救貧問題調査委員会から救貧連盟へ
 - 1) CSA救貧問題調査委員会
 - 2) 救済を受ける権利
 - 3) 地域における救貧行政の問題点 (以上 80巻1・2号)
 - 4) 国家・地方自治体・民間慈善団体
 - 5) 貧困予防策
 - 6) 子供と浮浪者—救貧受給者の周辺 (以上 81巻2号)
4. 活動の展開 (以上 81巻3号)
5. 救貧連盟と救貧法改正 (以上 82巻2号)
6. 児童福祉をめぐる活動の展開¹⁸⁵ (以下, 本号)
7. おわりに

6. 児童福祉をめぐる活動の展開

1) 児童福祉会議

この節では、救貧連盟の児童福祉をめぐる諸活動を見ていくこととする。これらの活動については、既に本稿（3）で概観したが、ここでは1924年の社会的児童福祉法の成立に至る児童福祉関係の諸立法の成立との関わりで改めてその展開を跡づけていくこととしたい。そのためにはまず1911年の児童福祉会議に遡ってそれを見る必要があると考える。次に救貧法改正委員会が法案の作成に関与した1917年の婚外子法の成立と、同法と密接な関わりの中で実現した婚姻関係諸法の改正について概観しておくこととする。それに続いて社会的児童福祉法の成立過程とその歴史的意義について検討し、最後に社会的児童福祉法成立を契機とした救貧連盟の組織再編について触れることとしたい。

児童福祉会議は、救貧連盟が1906年の救貧会議に倣い、教会や学校の代表の他、自治体で児童福祉行政に携わる者など児童福祉問題に関心を持つ者を全国から集めて開催しようとしたものであった。1911年の3月28日から31日にかけて、これも救貧会議と同様にストックホルムのブラシエホルメン教会で開かれた。この会議の目的は、現行児童福祉立法（特に1902年に成立した諸法）や児童福祉行政の欠陥を指摘した上で、今後の児童福祉の進むべき方向性を打ち出すことにあった。

救貧連盟会長・J. ヴィデーンは、この会議全体の基調講演として「我が国の公的児童福祉の方向性（Riktlinjer för vår offentliga barnavård）」をテーマとした講演を行った。ここで言う公的児童福祉とは、国家や自治体が担う児童福祉の意味である。彼によれば、公的児童福祉の任務は、「成長しつつある世代に、肉体的にも精神的にも健全な市民となることを保障するように肉体的・精神的養育を与えること」にあった。そして「公的児童福祉の最初に目指すべきことは、親・家族の子育てを支え、強化すること」であり、「家族での子育てが不十分・不都合である時に、公的児童福祉が介入」すべきであると主張した（Förhandlingar 1911, s.8-9; Riktlinjer 1911, s.8）。

この基調講演に児童福祉の諸領域をそれぞれ扱うセッションが続き、具体的に現行法や制度の欠陥・不十分性が指摘され、どのように改善していくべきかが検討された¹⁸⁶。その内容をいくつかの要点にまとめてみると、以下の様になる。

第一に、対象範囲や対象年齢が狭く、しかも各法の間で不統一であることである。例えば、里子養育法で監督の対象となるのは、7歳以下の里子であったが、児童保護法が対象とするのは1歳から15歳までの児童であった。それゆえ、7歳以上の里子が監督の対象にならないことも、1歳以下の乳幼児が保護されないことも不十分と思われた。しかも、里子養育法では、金銭を受け取って里子を預かる里親のみが対象とされていたので、無償で子どもを預かる里親を監督することはできなかった。また児童保護法では、先に指摘したように、身体的な養育上の問題を扱えなかった。これに対し、上記のような趣旨から言えば、対象を拡大して、問題があるならば扱えるようにすべきであり、立法間で対象年齢を統一し、「子ども」として一定年齢

以下の者はすべて法的な保護の対象とすべきであった。会議では、すべての領域で対象年齢を18歳まで拡大すべきだと主張された（Förhandlingar 1911, s.31-33, 45-46, 53, 317-18; Riktlinjer 1911, s.19-20, 24-25）。

第二に、多様な子どものあり方に応じた、しかるべき対応が必要であることが指摘された。特に婚外子の問題では、家族支援を充実させる必要性が強調された。19世紀初めには婚外子は新生児のうち6.14%を占めるに過ぎなかったのであるが、19世紀半ばには9.05%となり、1908年には13.39%となった。婚外子の死産の割合は、嫡出子が1,000人中23.59人であるのに対し、32.97人であった（Förhandlingar 1911, s.210）。また、救貧受給者数は嫡出子の4倍（親を通さない直接受給の場合は8倍）にもなった。この数字から窺える婚外子の悲惨な状況は、何よりその母親の貧困・無知に拠るところが大きいと考えられた。なるべく実の母親の下で育てることが望ましいとの上記の原則からすると、こうした母親に対する支援は不可欠なのである。例えば、困窮した母子を一時的に収容し保護する施設を拡充していかねばならない。また、出産や育児の際に母親を経済的に支える方策として、社会保険である母親保険の創設が有効と思われた。また、母親の無知に対しては、そのニーズに応じつつ啓蒙しアドヴァイスを与えていく必要性が指摘された。そして特に婚外子に関しては、このような家族支援の他にも、殆ど無権利状態におかれたその不当な法的地位が改善されるべきとされた。そこでは婚外子の相続権や親を知る権利の獲得、父親の扶養義務の明確化などが問題となった。一方、心身障碍児に対しては、専門的なケアの必要性が指摘された。確かに細々と盲学校や聾学校などが設立され、限られた範囲で障碍に応じたケアや教育を受けられるようになってきたが、多くの子どもは救貧施設や家庭の中であって虐げられた生活を余儀なくされていた。それゆえ、妊娠時から育児に至るまでサポートする医療体制を整えていくことともに、障碍に応じた専門施設・教育機関を拡充していく必要性が強調されることとなった（Förhandlingar 1911, s.93-94, 165-188, 210-12, 239-50; Riktlinjer 1911, s.8, 16-17, 22-24）。

第三に、地域において児童福祉行政を担う行政機関に統一性が欠如していることが問題とされた。自治体において、里子の監督は保健を扱う部局の管轄であり、児童保護を管轄するのは児童福祉委員会であった。一方、児童施設よりも救貧施設の方が子どもを多く収容しているのであり、子どもを抱えた困窮家庭の面倒を見ていたのは救貧委員会であった。その他、里子養育法の対象が7歳以下の児童であるのは、それより年長の子どもに対しては初等教育機関による監督機能が期待されていたせいでもあった。それゆえ、初等教育を管轄する部局にも児童福祉行政の一端が割り振られていたと言える。こうした雑多な機関が関与する状況に対し、何より求められたのは、管轄を児童福祉委員会に統合し、「児童福祉」の観点から統一的な行政を行うことであった。さらに、多くの基礎自治体で自治体議会の議員が片手間に児童行政を扱っている現状に対しては、児童福祉委員会のメンバーには、法学や医学の素養を持つ者や少なくとも1名の女性が加わるべきことが主張された。児童福祉行政は、より専門的能力を持った者に担われるべきなのである（Förhandlingar 1911, s.13-15, 21-22, 309-12; Riktlinjer 1911, s.14-15, 21-22）。

第四に、これに関連して強調されたことは、救貧から児童福祉の分離である。先に言及した

ように、当時、親元を離れた生活する児童の殆どが救貧施設に収容されている状況にあり、実際の児童福祉の中心的な担い手は救貧委員会であり、そこでは子どもは救貧行政の枠組の中で扱われたのである。救貧行政では、子どもの養育という観点は殆ど考慮されることはないのであり、そこで子どもを扱う際には、むしろコストの観点が前面に出ることとなる。それゆえ、子どもを救貧行政の対象から引き離し、もっぱら児童福祉の対象としていくことが重要な課題となる（Förhandlingar 1911, s.26, 384-86; Riktlinjer 1911, s.20）。

第五に、地域の児童福祉行政を拡充していくため、官民協力体制を推し進めていく必要性が強調された。救貧の領域では、各地においてエルバーフェルト・システムに倣ったボランティア・システムの導入など、官民協力の経験が積み重ねられてきた。特に家族や里親の監督や調査などで民間ボランティアの動員が有用だと思われた。それゆえ、救貧行政と同様に、自治体を区分して地区制を導入すると共に、そこにボランティアを配備していくことでよりきめの細かい行政を実現していくことが展望された（Förhandlingar 1911, s.360-66, 399; Riktlinjer 1911, s.26）。

第六に、児童福祉行政の全国的な統一性が求められた。救貧の問題でも行政が地域によって不統一であることが問題にされていたが、それと同様の問題が児童福祉行政でも問題にされたわけである。同じ条件でもある地域では救済されるが、他の地域では救済されないということは不公正であり、そのために生じている親子が地域間を放浪するといった現象は嘆かわしい事態であると主張された。それゆえ、統一的な行政を実現することが今後の課題として挙げられることとなる。先に見たように、救貧連盟は、救貧の領域では、こうした問題に対応するために救貧コンサルタントを設置したが、児童福祉の領域においても児童福祉コンサルタントを設置することとなる（Förhandlingar 1911, 19s.367-70, 387-88; Riktlinjer 1911, s.26）。

このような児童福祉会議の意義は、まず児童福祉の領域全体を見渡そうとしたことに求められるであろう。また、その上で現状の問題点を把握し、今後目指すべき方向性を定めようとしたことも注目される。さらにそれぞれの領域で方策を講じつつも、全体として目指すところは、「成長しつつある世代に、肉体的にも精神的にも健全な市民となることを保障するように肉体的・精神的養育を与えること」に置かれたことが、行論上留意されるべきである。一方、救貧法改正委員会は、1902年の児童福祉諸法の見直しの任務も担うこととなっていたのであった。以下に見るように、その活動は1924年の社会的児童福祉法の成立に帰結した。児童福祉会議は、それ以後の救貧連盟の活動のみでなく、このような救貧法改正委員会を中心とする新たな児童福祉立法制定過程における議論の参照点を与えることとなった。また児童福祉会議は、救貧連盟の活動にも影響を与えた。前述したように、救貧連盟は、コンファレンスの開催など様々な啓蒙活動を展開する一方、児童福祉事務所の開設や児童福祉コンサルタントの設置などを行ったのであるが、これは、救貧連盟が、法制度の改革がまだ実現していない状況において、児童福祉会議で指摘された問題点に対し、当面官民協力体制を推進しつつ対応していったことを示すと言えよう。

2) 婚外子法と婚姻関係諸法

① 経緯

この節では、婚外子法の成立とそれと密接に関連した婚姻関係諸法の改革について見ることとする。婚外子の法的地位の改善は、児童福祉会議でも重要な課題として取り上げられたのであるが、それは、同時期に進行していた婚姻関係の見直しを通じた女性の法的地位の改善の動きと関連しつつ進展した。児童福祉会議でも、婚外子の不当な扱いは、そのままその母親の悲惨な状況と結びついていると指摘されていたが（Förhandlingar 1911, s.249）、以下に見るように、この時期に実現した婚姻関係諸法の改革は児童福祉にとっても重要な意味を持つこととなった。

救貧法改正委員会は、1907年に元来救貧法の改正を目的として選任されたのであったが、1908年11月20日には、さらに1902年の児童福祉諸法（里子養育法、強制養育法、児童保護法）の改正もその任務に加わった。これまで見たように、既に救貧会議の開催を主導した社会事業中央連盟（CSA）の救貧問題調査委員会の下で、これら児童立法諸法の欠陥が指摘されていた。救貧法改正委員会は、こうした動きを踏まえ、活動を開始することとなる。その後、政府や救貧法改正委員会には、これらの法律やそれに基づく福祉行政に対し様々な苦情や要請が寄せられた。そうした中で1902年の児童福祉諸法でカバーされていない領域として注目されたのが、婚外子の問題であった。1910年12月にストックホルム市及び県の住民より救貧法改正委員会が婚外子の法的地位改善の問題を含めて検討することを求めた請願が政府に提出された。これに続き、ウプサラ、イエーテボリイ＝ボヒュース各県の住民の請願が続いた。さらに、救貧連盟は救貧会議での決議に基づき、997の全国の自治体救貧委員会の署名を集めることになる（Bergman 2003, s.70; AU 17/3 1911, § 9; AU 1911, s.14）。

救貧法改正委員会とほぼ並行して活動していたのが、1909年12月3日に婚姻法及び関連立法の改正を目的として選任された立法審議会（lagberedningen）であった。そのメンバーがデンマークやノルウェーの代表との間で婚姻法改革に関する交渉に参加していくことを求められたように、この立法審議会の成立は、北欧諸国間で同時的な婚姻法改正の取り組みの開始を意味していた。既に同年11月13日に立法審議会の議長となるヴェストリング（Hjalmar Westring 1857-1926）は、デンマークからコペンハーゲン大学教授ベンツォン（Viggo Bentzon 1861-1937）、ノルウェーから司法事務次官（expeditionschefen）のパウルソン（P.I. Paulson）を迎えて会談を行い、三か国共同で改革を進めていくことが話し合っていた。ヴェストリングは、最高裁判所の裁判官（justitieråd）で1902年に成立したボストレーム（Erik Gustaf Boström）内閣で司法相を務めた人物である。こうして北欧家族法委員会（Skandinavisk familjerättskommission）が結成され、以後、三か国代表が頻繁にこの問題について協議を重ねていくこととなる。主な対象は、結婚と離婚に関する法の改正とそれに伴う財産等の法的規定の変更とされた（Lagberedningen 1913, s.3-7）。

このような北欧間の法的同調化の試みは、1872年にコペンハーゲンで開かれた北欧法律家会議に始まる。そこで行われた大規模な産業博覧会と併せて開催され、為替手形法などが議題となった。その後も会議は頻繁に開催され、出訴期限や著作権、市民権などについて共通のルール作りが目指された。このように、当初の主たる目的は、共通ルールの制定による北欧諸国間

の通商関係の促進であった。そして、実際にその領域においてそれぞれの国で法改革が進み、法的同調化が進むこととなった。また20世紀になって、議論の対象は民法特に家族法に及んだ。そうした気運は、1902年の結婚・離婚および未成年者の後見などに関してハーグ国際司法会議で国際協定が結ばれたことによって一層高まった。このような状況の中で、1909年の立法審議会の選任や北欧家族法委員会の結成があったのである¹⁸⁷。

一方政府は、上記のような請願活動を受け、1911年2月、婚外子問題への対応を立法審議会と救貧法改正委員会に委任することとした。救貧法改正委員会は児童福祉諸法を改正する脈絡で、立法審議会は婚姻関係諸法を改正する脈絡で、両者協力して婚外子の法的地位の見直しを検討することとなったのである。そして最終的に、立法審議会が婚外子法の法案を作成することになった。その結果、立法審議会は1915年に法案を提出し、17年に婚外子法（lag om barn utom äktenskap: SFS 1917:376）が成立することとなる。

② 婚外子法の概要

1915年に提出された立法審議会の法案では、「結婚は社会にとって最も重要で意義あるものである。それゆえ、社会が結婚を奨励し、いわゆる自由な性的結びつきに対し断固拒否の態度をとることは、全くもって当然のことである。しかし、このために婚外子が親の過ちを一種の罪として苦難に晒されるにまかせることは、健全なる法理解にはそぐわない」として、正式の嫡出子と婚外子の法的地位の差があることは正当であるが、婚外子が困窮し、十分な養育を受けない状況は是正されるべきだと主張された（Lagberedningen 1915, s.75-76）。それゆえ、婚外子法では、夫婦を中核とする家族を保護する観点が優先された。例えば、婚外子は母親の名を名乗るべきとされた（1§）。また、現行法どおりに母親やその家族からの相続は認めるが、父親からの相続権は認められなかった（12§）。救貧連盟の中でも、相続での婚外子と嫡出子の同権を主張する意見が強かったのであるが、正統な家族を守るという観点が貫徹したわけである¹⁸⁸。

とはいえ、法案は、婚外子の生活条件は改善されるべきであることを強調する。婚外子とその母親の困窮を直接的に救済する手立てについては、当時進行中であった救貧法の改正に任せることにし、この法律でまず重視されたのが、扶養義務の明確化であった。婚外子法でも、まず15歳まで子どもは養育される権利（rätt till underhåll）をもつことが定められた。それは、親の状況に応じて適当と見なされる生計・養育を親から与えられる権利であり（3§）、両親の間で分担されるが、どちらかが子どもの世話をしないときには、世話をする方に養育費を支払うべきとされた（4§）。さらに父親は、母親の出産費用及び出産前後6週間の生活費を負担する義務を負うとされた（5§）。養育費は書面による契約で確定され（9§）、児童福祉委員会を通じて支払われることとなる（11§）。こうして扶養義務を明確化にすることにより婚外子は、nobody's childの状況を脱することとなった。

さらにこの法律で注目すべきなのは、自治体児童福祉委員会の下に児童福祉員（barnavårdsman）が設置されたことである¹⁸⁹。この児童福祉員は、有給の職員でもボランティアでも両方可能であったが、その任務はまず、アドバイスを情報を与え、母親の子育てを手助けすると共に、

婚外子がきちんと養育されていることを監督することにあつた。そのみでなく、父親の確定作業を助けることとともに、父親の扶養義務が果たされているかをチェックし、もし果たされていなければ警察を通じてその実行を迫る権利も与えられた(13§)。こうした児童福祉委員の任務は、それぞれの子どもが18歳になるまで続くとされた(14§)。また、児童福祉委員の活動を監督するのは児童福祉委員会であるが(16§)、その行動への不服申し立ては県知事に対して行われるとされた(19§)。

この婚外子法は、国家が婚外子とその母親が父親から経済的支援を得る権利を認め、しかも児童福祉員の設置などに見るように、その権利の行使において様々な便宜を図り、その実質化をも視野に収めていた点で大きな意義をもつと言える。他方、婚外子の母親および父親にとっては、児童福祉行政による監視や規律化が強化される契機となった。母親にはきちんとした子育てが、父親には扶養義務の行使が求められることとなったのである(Lagberedningen 1915, s.76, 97-98, 101)。

救貧連盟は、婚外子法の実施に伴い、それを解説した本を刊行するのみでなく、児童福祉行政に携わる者を対象として、ハンドブックを発行すると共に各地で啓蒙活動の一環として会議を開催した(ÅB 1918, s.13)。この婚外子法の解説書を執筆した高等裁判所判事(hovrättsråd)エードリング(Holdo Edling)は、救貧連盟でも活躍すると共に、立法審議会のメンバーとして法案作成にも携わった人物であった。1918年12月3日には、ストックホルムで各地域の児童福祉委員会の代表が少数ながら全国から集められ、1917年法の適用について相互に協力していくことが話し合われた¹⁹⁰。そこでまとめられた相互協力の方針については、翌年度に全国400の児童福祉委員会の賛同を得た(ÅB 1919:12)。さらに、婚外子法導入に伴い児童福祉行政文書の書式の変更が迫られることとなったが、児童福祉委員会と新設された児童福祉員のために新たな書式を作成した(ÅB 1918, s.15)。

また救貧連盟は、特にこの児童福祉員の養成を重視した。婚外子法の何よりユニークな点は児童福祉員の設置と見なせるが、その任務は、救貧連盟の児童福祉事務所の活動の一部を継承したものであった¹⁹¹。上記のストックホルムでの会議で特に要望されたのが、児童福祉員の養成のためのコースの開催であった。それゆえ、救貧連盟は、全国各地で数週間にわたるコースを展開した。それは、父親の確定のし方、養育費など扶養契約の結び方、母親への接し方など実践に関わることから、児童福祉員の心構えなどにも及んだ¹⁹²。さらに、児童福祉コンサルタントであるバルクマンは、政府による全国の自治体を対象とした児童福祉員に対する業務指図書¹⁹³の作成に協力した(ÅB 1917, s.7)。これは、婚外子法で規定された児童福祉員の活動内容とその活動の監督についてより具体的に定めたものである。救貧連盟による児童福祉員の養成は、この指図書に基づいていたことは言うまでもない¹⁹⁴。

救貧連盟が発行していた雑誌『救貧従事者雑誌』は、それまで救貧や児童福祉を中心に社会事業の現場に携わる者を対象としていたが、この法律を契機として対象を児童福祉に絞って発行されることとなった(Vårdarebladet 1918:4)。もちろん、『救貧連盟時報』でも婚外子法や児童福祉員の問題は取り上げられた¹⁹⁵。

このように公的機関を含め、他の民間団体も同様の活動をするのではない中で、救貧連盟は、婚外子法が実際に支障なく適用され、地域での新しい児童福祉行政の体制が定着することに大きな役割を果たした。同時にその一方で救貧連盟の中では、婚外子法の成立により児童福祉行政の活動領域が拡大された状況を背景として、1917年に児童福祉コンサルタントを統括する委員会を、これまでの執行委員会 (utskott) と並ぶ、独自の予算をもつもう一つの執行委員会 (barnavårdsutskott) に改組した。こうしてこれまでの執行委員会は救貧を扱うことに専念することとなり、救貧連盟には救貧と児童福祉それぞれを扱う二つの執行委員会が並び立つこととなった。先に言及したように、既に1912年の規約改正で、児童福祉は救貧と並ぶ主要課題と位置づけられていたが、これにより、救貧連盟では救貧を扱う部署と児童福祉を扱う部署が同格となり、活動が二つの中心を持つことが組織の上でも明確になったと言えよう (AU 1917/11/13, §8, 12; AU 1918/2/4, §12)。

③ 婚姻関係諸法の改正

婚外子法の制定の一方で、立法審議会の下では婚姻関係諸法の改正が進められた。その結果、1915年に結婚・離婚法 (lag om äktenskaps ingående och upplösning: SFS 1915:426) そして1920年に婚姻法 (giftermålsbalk: SFS 1920:405) が成立することとなる。これらの法律は、スウェーデンにおいて結婚の自由化・平等化・個人化を飛躍的に進展させた画期と見なされる¹⁹⁶。

まず結婚・離婚法であるが、立法審議会が1913年に報告書および法案を提出し、それを基に成立したものであった。立法審議会やその背後にあった北欧間の法的同調化の中で論点となったのは、結婚するための条件あるいは結婚が妨げられる条件、夫婦間の財産管理の問題、離婚の条件などであった。まずは結婚の条件から、法案でどのような議論がなされ、1915年法にどのように反映されたのかを見ることとする。

法案では、結婚は個人の幸福や人格的發展にとってかけがえのない人と人との繋がりなのであり、その成立にはなるべく制限を設けるべきでないと主張された。また、1906年から1910年までの5年間平均で、人口1,000人当たりの結婚件数が、ドイツ 7.94件、フランス 7.89件、イギリス 7.30件であるのに対し、スウェーデンは 6.09件であり、他のヨーロッパ諸国に比して低く、しかも低下する傾向にあった。このような近年の状況の中で、むしろ結婚の社会的重要性が高まっているのであり、次に述べるように教会法に由来する宗教的な理由による如何なる制限も撤廃すべきとされた (Lagberedningen 1913, s.129-30)。しかし他方では、国民的健康の観点から資質の優れた者の結婚を促すべきであり、劣った者に対しては制限されるべきことも主張された (Lagberedningen 1913, s.131-33)。それゆえ、1915年法では、近親間の結婚のみならず、精神病、知的障害、癲癇、性病などをもつ者に関しては結婚ができない、あるいは制限されることとなった (2 kap., 5, 6 §§)。また、肉体的に十分に成熟していない状況での結婚は回避されるべきであり、教育年齢が高まっていることもあり、自らの意思で結婚できる年齢も、男子については1734年法以来の21歳が維持され、女子については1892年法 (lag den 1 april 1892) によって15歳から18歳に引き上げられたのを妥当とした (Lagberedningen 1913, s.134-36; SFS 1915:426, 2 Kap., 1 §)。

一方、宗教改革以後、国家と国教会が一体となって統治体制を構成する信教国家体制の下で、スウェーデン人たる者は皆国教会に帰属することが義務づけられていた。また、1734年の婚姻法が明示するように、教会が結婚の手続きを独占していた。しかし、18世紀末には、ユダヤ教徒に市民権が認められたことに伴い、特例として彼らがユダヤ教に従い結婚の手続きを行うことが容認された。19世紀半ばになると、キリスト教徒とユダヤ教徒との異教徒同志の結婚が問題になり、1873年や1880年の条例で、異教徒間では如何なる宗教にも依らない市民的な結婚が許されることとなった。とはいえこれはあくまで例外と位置づけられた。これに対し、1908年の結婚法 (lagen den 6 november 1908 om äktenskaps ingående) が大きな変化をもたらした。教会を介さない、いわゆる市民婚 (civiläktenskap) が認められ、誰でも教会婚と市民婚を選択できるようになったのである。法案でも言及されているように、1915年法に至る過程においては、さらに進んでドイツのように結婚の形態が市民婚のみにするというのも選択肢となった。しかし、カトリックとプロテスタントが対抗しあうドイツとは異なり、キリスト教徒内での目立った対立が存在せず、1908年結婚法成立後も圧倒的多数が教会婚を支持している状況にあるので、教会婚を存続させることに対して異議は殆どでなかった。また、二つの選択肢を維持することで、住む地域によってどちらかの便宜が限られている場合でも結婚を望む者が障害なく結婚できるようになると予想された。こうして1915年法は、これまで教会婚に限られていた婚礼 (vigsel) という言葉を市民婚にも適用したことに見られるように、1908年結婚法の原則を継承し強化することとなる (Lagberedningen 1913, s.279-282)。

これに対し、婚約 (trolovning) については、結婚との区別が厳密化された。従来は結婚に至る一つのプロセスとして法的な位置が与えられていたが、基本的には契約の一種として見なされることとなり、婚姻法上の権利は認められないこととなった。それゆえ、例えば婚約自体は結婚に対する障害と見なされず、婚約が解消されてもそれに伴う経済的被害に対する賠償が問題になることに留まることとなった。これはいわゆる「ストックホルム式結婚」が法的な意味を持たないものであることを明確にしたことも意味した¹⁹⁷。

次に離婚について見てみよう。キリスト教化した中世においては、離婚は基本的に認められていなかった。しかし、宗教改革後の1572年や1686年の教会法で、不倫 (hor) や夫婦どちらかが家族を捨てて行方知らずとなっている遺棄 (övergivande) の二つが離婚理由として認められるようになった。とはいえ、離婚には、教区牧師による警告 (varning) や説諭 (förmaning) に始まり、教区会議 (kyrkoråd) さらには国教会監督 (domkapitlet) が取りしきる煩雑な手続きが必要で、離婚成立までには相当な困難が伴った。しかし、王権の伸長と共に国王の裁量で離婚を認める慣行が進み、二つの理由以外の理由も離婚が認められる可能性が生じた。例えば、夫婦どちらかが罪を犯して禁固刑を言い渡されたり、他方を殺そうとしたり、気が狂ったなどの場合である。死刑や家族の名を汚す罪を犯した場合にも離婚の可能性が広がった。別居 (hemskillnad) も夫婦関係悪化の際の冷却期間として認められるようになった。とはいえ、あくまで関係の回復が前提でそれが離婚につながるものとは位置づけられなかった (Lagberedningen 1913, s.370-71)。

その後1734年の婚姻法により、離婚をし得るかどうかを最終的に判断するのは教会ではなく世俗の裁判所となった。教会は、離婚を扱うプロセスにおいて夫婦間の調停を行う役割に留められた。また王権の裁量により離婚理由は拡大する傾向を示した。しかし、なお依然として離婚の手続きは煩雑で、申し立てた夫婦は牧師や裁判官の前で繰り返し理由や動機を説明しなければならなかった。それは公然の場で辱めを受けるものと見なされた。法律や制度の主眼は、むしろ離婚を押しとどめることにあったのである。それゆえ、離婚に至るまで、教会からの警告・説諭や一定期間別居などの様々な条件が定められた。その後1810年の条例（Förordningen den 27 april 1810）により、これまで王権の裁量でのみ認められていた離婚理由によって裁判所も離婚を認めるようになった。これにより離婚理由は拡大し、どちらかの浪費・飲酒・暴力、感性や思想の違いなどで夫婦関係の維持が困難になった場合も離婚が認められうることとなった。さらに1860年の条例（Förordningen den 20 november 1860）によりそうした夫婦間の不一致による離婚の調停手続きの簡素化が試みられたが、基本的にはなお公衆の面前で辱めを受けるような性格は残された（Lagberedningen 1913, s.371-75）。

19世紀末葉となると、離婚の増加が指摘されるようになる。その一つの要因として考えられたのが、金持ちによる法のくぐり抜けである。相変わらず離婚の二大理由は不倫と遺棄であったが、財力によりその二つについては煩雑な離婚手続きを回避することが可能であった。例えば、証人二人によりいつどこで不倫があったかを証明できれば、離婚が認められた。このため、離婚するために、予め証人を揃えておくなどお膳立てを調えることが行われた。そうしたお膳立てや不倫に伴う罰金の支払いには多額の金銭が必要であったが、金持ちならば可能であったのである。もう一つは、いわゆる「コペンハーゲン旅行（Köpenhamnsresor）」である。遺棄の理由で離婚の承認を求めるには、遺棄の事実を証明することが肝要なのであるが、この場合、離婚を考える者が隣国コペンハーゲンに行き、スウェーデン領事館を訪問し、そこからもはや二度と戻らないとの手紙を家に送ることで遺棄の証拠を自ら作りだすこととなる。このようにして煩雑な手続きが回避された（Lagberedningen 1913, s.375-77）。かくして富裕な者に離婚は増える一方、貧しい者にとっての離婚の困難は継続した。さらにそうした事情が、前述したいわゆる「ストックホルム式結婚」の背景にあると思われた。離婚の困難さが一因で不熟練労働者や奉公人など都市下層民の間に、結婚せず同棲あるいは婚約の段階に留まる慣行を広めたと考えられたのである。後者が結婚の回避を意味するものだとすれば、前者は安易な離婚を促進するものと見なされた。両者はあいまって、結婚の聖性を損なう深刻な事態だと認識されることとなる¹⁹⁸。

こうした状況を踏まえ、立法審議会では、離婚のために不必要に煩雑な手続きをなくし、結婚の存続が困難であるとわかれば離婚は認められるべきであるとの方針が立てられた。そもそも国家は結婚の道徳的内実を左右することはできないのであり、できるのは結婚の外形的・制度的枠組みを規定することだけだとされた。それゆえ、教会の介在も不要であった。他方では、離婚に限らず、夫婦の事情は個別に異なるのであり、ステレオタイプ的な対応しか期待できない行政の関与は排除されるべきであり、もっぱら裁判所が問題を扱うべきであった（Lagberedningen 1913, s.385-88, 393-95）。

とはいえ、手続きの簡素化が安易に離婚をすることを促してはならない (Lagberedningen 1913, s.385)。それゆえ、1915年の結婚・離婚法では、もし夫婦が性格の不一致などのため生活を共にしていくことができないことに合意すれば、裁判所により別居の認可を受けることとした (6 Kap., 1§)。また、夫婦の合意がなくとも、どちらか一方の他方に対する義務の放棄、アルコール濫用、性格や思想の不一致が認められる場合、同居が何らかの合理性を持たない限り、別居が認められ (6 Kap., 2§)、別居後1年経過してなお同居が困難であれば離婚しうることとなった (6 Kap., 3§)。このように原則として、一定期間の別居という形式的要件を設け、それを満たした場合には結婚生活が破綻していると判断し、離婚を認めるということとなったのである。

この別居や離婚に関連して問題になったのは財産管理の問題である。1734年法においては、別居に際しては、財産も子どもも分割されずに一方の下に置かれることとされた。財産の一体性が夫婦の一体性の回復につながると考えられたためである。それゆえ、結婚生活が破綻していたとしても、一体化された財産はそれを維持せざるをえないような強制として機能する可能性があった。それに対し、立法審議会は、上記のように別居をむしろ離婚の前段階として位置づけ、既に別居の段階で財産を分割する方針を定めた (Lagberedningen 1913, s.434-36)。こうして1915年の結婚・離婚法14条は、別居に際しての財産の整理・分割の方針とそのあり方を規定した (6 Kap., 14§)。それは、1898年の離婚時における財産分割法 (lagen den 1 juli 1898 om bodelning vid äktenskapsskillnad) の規定に従うものであった。なお、法文では触れられなかったが、立法審議会は、当然別居の段階で夫の妻に対する後見権 (målsmanskap) は消失するとみなした (Lagberedningen 1913, s.436)。

しかし、立法審議会は、別居の際もなお法的に夫婦関係は継続しているので、相互の扶養義務も妥当していると見なした (Lagberedningen 1913, s.442-44)。1915年結婚・離婚法でも、夫婦一方の経済力と他方の必要性を加味してどちらも一定の生活水準を維持するように、一方が他方を援助 (bidrag) すべきことが定められた。ただし、別居の原因を作ったと認められた者にはそのような援助を受ける権利はないとされた (6 Kap., 21§)。他方、従来では離婚した後については、精神病を理由に離婚する場合などを除いて基本的に扶養義務は消失したと見なされていた。しかし、特に妻の場合、結婚前に経済的に自立していても長年の夫婦生活により稼得能力が著しく損なわれている場合が多いと想定され、実際にも離婚を契機に貧困に陥る者が少なくない状況があるため、一方の経済力と他方での必要性を判断して夫の側から援助がなされるべきとした。ただしこの場合も、離婚にもっぱら責任があると見なされた者は、援助を受ける権利を持たないとされた (Lagberedningen 1913, s.448-51; SFS 1915:426, 6 Kap., 22§)。

また、別居・離婚に際して重視されたのが、子どもの扶養の問題であった。従来は、精神病となった場合の離婚などを除き、夫婦どちらが子どもを引き取るという明確な規定はなく、裁判所の判断に任されていた。それに対し、ドイツなどいくつかの国では、どちらか一方が別居・離婚の責任があると見なされた場合、そうでない方が引き取るという原則が存在していた。しかし、立法審議会は、ケースによって状況が異なり、ドイツのように定型的な対応は困

難であると主張し、従来のように裁判所が、子どもにとっての最善をもたらすように判断すべきであるとした。それゆえ、両親の間で親権について合意がなされていた場合にはそれを尊重すべきであるが、子どもにとって最善と見なされない時にはその限りではないとされた（Lagberedningen 1913, s.454-56; SFS 1915:426, 6 Kap., 23§）。さらに、別居あるいは離婚に至っても、両親の扶養義務はなくなり、双方は能力に応じて養育のコストを負担せねばならないとされた（Lagberedningen 1913, s.457-58; SFS 1915:426, 6 Kap., 24§）。このようにして、1915年の結婚・離婚法は、別居・離婚に際しての扶養義務を従来よりも明確に定めることで、妻や子どもがそれにともない困窮化するのをなるべく妨げようとしたのである。

次に1920年の婚姻法（SFS 1920:405）について見てみよう。この法律は、1918年に立法審議会が提出した報告書及び法案に基づき成立した。全16章からなり、1915年の結婚・離婚法などをその一部として婚姻関係諸法を総括するもので、1734年の婚姻法（giftermålsbalk）にかわるものであった¹⁹⁹。この法律で、行論において特に重要であると思われるのが、第5章の「夫婦間の法的関係についての一般規定（Allmänna bestämmelser om makars rättsförhållanden）」と第6章「夫婦の財産について（Om makars egendom）」である。

法案においても、その重点が夫婦間の法的関係にあることが述べられている。というのも中世以来、家は社会の基本的単位としてその一体性（familjeenheten）が強調されてきた。内部にあって家の一体性を維持し、外部に対して家を代表するのが家父長であり、妻やその他の構成員にたいし後見権や家父長権を行使することが法的に認められていた²⁰⁰。つまり妻は、家の運営に対し決定権を持たず、外部に対し一人前の法的な主体とは見なされなかったのである。また、家の一体性を前提とすれば、形式的には妻の財産であっても、それを含めて家全体の財産を管理するのは家父長なのであった。例えば1734年の婚姻法によれば、妻は犯罪の有無を争う裁判の場合のみ自身で法廷で証言できるのであり、遺言をするにしても夫の助言と同意を必要としたのである（Lagberedningen 1918, s.129-30, 135）。立法審議会によれば、そうした状況の中で家父長の権利が濫用された場合、他の構成員を保護する必要があったが、これまでうまく制御できていなかった（Lagberedningen 1918, s.130）。

その後、19世紀に入るまで大きな変化はなかった。しかし、1818年や30年の破産法（konkurslagen）により、婚姻関係解消時の財産分割（bodelning）の際に、夫の事業の失敗などで妻がすべてを失わないように、その財産を保護する規定が導入されることとなった。また、財産分割については、1845年の条例（förordningen den 19 maj 1845）で夫婦が財産を折半する原則が定められた²⁰¹。一方、ギルドを廃止した1846年の工手工業条例（fabriks- och hantverksordningen den 22 december 1846）や商業条例（handelsordningen）では、夫が許可すれば妻が手工業等を営めることが認められた。その後の1864年の営業の自由（Näringsfrihetsförordningen den 18 juni 1864）を経て、女性の稼得労働が広がりを見せる中で、1874年の条例（förordningen den 11 december 1874）では、妻が自らの稼得を管理する権利が規定されることとなる。さらに1898年の財産分割法により、妻が結婚以前に獲得した財産（不動産）や結婚期間中に相続した財産は、財産分割の対象から外れることが明確となった。このようにして、財産の観点から見て家族の

一体性は徐々に崩れていった。他方では、1864年の刑法改正によって虐待 (misshandel) などが刑法の対象になるなど、夫の妻に対する家父長権の行使にも制限が課せられていった (Lagberedningen 1918, s.139-53)。

財産分割法以後も、議会では家の一体性を掘り崩すことにつながる法改正を要求する動議が次々に出されるようになり、議会外でも女性運動が台頭し、1916年には自由主義系、保守主義系、社会民主主義系の女性諸団体が共同で、後見権の廃止など婚姻関係上における女性の法的地位の向上を要求する請願書を立法審議会に提出した²⁰²。こうした状況を受け、立法審議会は、これまでとは異なる新しい原理に基づく新しい婚姻法を目指すこととなる。それは、女性諸団体の要求に応じ、女性 (妻) の自立性 (självständighet) と平等性 (likställighet) を標榜し、夫の後見権あるいは家父長権を否定して妻と夫は同等であることを、子どもに対しても妻は夫と同じ権利を持つということであった。そうした原則を打ち出すに当たっては、義務教育が定着し、女性の就業も広がっている状況の中で、かつてのように女性は男性の保護を必要とするような存在ではなくなっていると同時に、家における夫の後見権や家父長権の存在が女性の自立性を妨げていることが女性をして結婚を踏みとどまらせているという現状認識が存在した (Lagberedningen 1918, s.153-55, 158-66)。

かくして1920年の婚姻法の画期的な意義は、立法審議会議長ヴェストリングによれば、何より夫の後見権の廃止にあった。1734年の婚姻法にあった夫への服従義務の規定なくなり、第5章の第1条では、「夫と妻は互いに信じあい (trohet) 助け合うこと (bistånd) を義務とする。夫婦は協調しあいながら (i samråd) 家族にとって最善のために活動しなければならない」と定められた (5 kap., 1§)。法案によれば、「夫婦はそれぞれ自立し、相互に対等 (likställighet) であること」を前提とするので、家族のことについての決定権はもはや家父長である夫に帰属するものではない。それゆえ、家族は「信じあい助け合い」つつ「協調」して家を運営していかなければならないのである (Lagberedningen 1918, s.187; Westring 1920:73-76)。

また、第2条では、「夫婦は、その能力に従い、稼得によって、家事によって、あるいはその他のことによって、その夫婦の状況を考慮すれば適切だと見なされる生活を家族にもたらす義務がある。そうした家族の生活には、共通の家計に必要なものや子どもの養育に必要なもの、さらに夫婦それぞれの特別なニーズを満たすためのものが含まれる」(5 kap, 2§) とされた。こうして夫婦間の平等性は、実態としての性別分業の存在を前提とすると、夫の稼得労働に対する妻の家事労働によって根拠づけられることとなった。夫の稼得労働と妻の家事労働とが家族への貢献において同等と見なされるがゆえに、夫婦は同等なのである (Lagberedningen 1918, s.181, 189-92)。しかし、主婦は自己の稼得はなく、稀にしか財産を持たない。それゆえ、第2条に基づき、第3条では、「夫婦いずれかが第2条に従い自己の独自のニーズや支出を賄うことができない時や、夫婦の生活状況を考慮して慣習的にそうあるべきであるように家族の生活維持に貢献できない時に、夫婦のもう一人の方は適当な形で他方にとって必要な金銭を補助する義務をもつ。ただしそのような補助を受ける権利は、その者が金銭を管理する能力がない、あるいは他の理由で支出を管理すべきでない時には、その者には属さない」(5 kap, 3§)

と規定された。概して妻は稼得能力に乏しく財産を持つことも少ないのであるが、その場合、家族に貢献する上記の役割により夫に個人的支出や生活費の費用を要求しうることとなったのである（Lagberedningen 1918, s.192-94）。

一方、財産に関して、立法審議会の法案では、自分で稼いだものや結婚してから誰からか相続したものなどを妻の財産権として認め、妻が自分で管理する権利を与えるべきとした。さらに夫の同意なく契約主体となることも可能とすべきと主張した。夫の後見権を否定し、妻の財産所有者・管理者としての地位を確立することを求めたのである。しかし同時に、家にある財産すべてを妻の財産と夫の財産に二分することに反対した。それは家族の一体性を損なうものなのである。そこで提起されたのが、婚姻財産権（giftorätt）²⁰³という考え方である。例えば、日常的には、妻が自分で稼いだものや誰からか相続したものは妻が所有し責任をもって管理すべき財産であるが、同時にそれらは特別に私的財産と規定される場合を除き、婚姻財産（giftorättsgods）と見なされ、離婚などの財産分割の際には夫婦間で折半されるべきものとなるのである²⁰⁴。こうして1920年の婚姻法の第6章第1条では、「夫婦各々は、相手が結婚の際にもっていたものあるいは後に獲得したもの、そして下記の如く私的個人のものであると規定されたものではない財産について婚姻財産権をもつ。婚姻財産権が適用される夫婦の財産を婚姻財産と呼ぶ」と規定され（6 kap, 1 §）、第2条では、「婚姻の解消、財産分離（boskillnad）あるいは別居の際には、この法に規定されたものであれば、夫婦各々あるいはその相続者（arvingar）は夫婦が保持していた婚姻財産を折半する」（6 kap, 2 §）と定められた。そして夫婦各々は、婚姻財産を相手の損害とならないように不適切に減少させずに管理することが義務とされた（6 kap, 3 §）。また、婚姻財産でもある自己の財産を夫婦はそれぞれで管理をするが、それを売却したり、抵当に入れて借金をしたりする場合は、相手の同意が必要であるとされた（6 kap, 4, 5 §§）。

他方、夫の後見権の否定は、子どもに関する問題にも及んだ。婚姻法と同時に制定された嫡出子法（lag om barn i äktenskap given Stockholms slott den 11 juni 1920: SFS 1920:407）では、第2条で「子どもは、下記に定める如く、21歳まであるいは結婚するまで両親の養育の下に置かれる」（2 §）と規定されると同時に、第6条では「子どもの個人に関わる事柄の決定は、両親の合意の下でなされる」（6 §）と定められた。これまで子どもの養育については夫が決定権を持っていたのであるが、夫婦共同で決定すべきこととなったのである。

1920年の婚姻法による後見権の撤廃について、弁護士で女性参政権運動の主要人物であったマチルダ・ステールは、19世紀半ばのラーシュ・ヨーハン・イエルタの国会動議を嚆矢とした女性運動の一つの到達点と位置づけている²⁰⁵。確かに、1915年の結婚・離婚法と1920年の婚姻法は、結婚は自由で対等な男女が愛情のみによって成立させるものであるとの理念を追求したものであり、結婚の自由化・平等化・個人化を著しく進展させたと言える。しかし同時に、婚姻財産権の規定に見るように、家の一体性や男女の性別分業の想定は維持された。エミリア・ブルーナーが指摘するように、むしろ両者を両立させようとしたところに、この時期の婚姻諸法の改革の特質があったと捉えられるであろう²⁰⁶。前述のように、このような婚姻諸法の改革

は北欧3か国でほぼ同時に進展したのであるが、それにより、結婚の自由化・平等化・個人化において他の欧米諸国に比しての北欧の先進性が指摘されるところである²⁰⁷。また、このような婚姻法改革による夫婦関係の見直しは、親子関係の見直しにも及んでいた。例えば、家庭における夫の家父長制的支配の否定は、子育てにおいて夫婦は同権であるとの規定に現れていた。以下に見る社会的児童福祉法にも、このような家族関係全体の再編の動きと無関係ではいられなかったであろう。そこで次に、社会的児童福祉法の成立過程を概観した上で、その特質について検討することとする。

3) 社会的児童福祉法の成立

① 法案の提出

先に見たように、救貧法改正委員会は、政府より、1902年の児童福祉諸法の改正を検討することを任せられていた。既に委員会が成立する前に、社会事業中央連盟（CSA）の救貧問題調査委員会は、この問題を検討し、児童福祉諸法の欠陥を指摘していた。さらに、1911年の児童福祉会議は、児童福祉立法・児童福祉行政の問題を体系的に検討し、あるべき児童福祉のあり方を提示した。こうして委員会は、従来の児童福祉諸法それぞれの欠陥を是正するのみではなく、児童福祉会議でJ.ヴィデーンが主張したように、児童福祉立法を体系化し社会の義務（公的児童福祉の任務）を明確にすることを目指すこととなる。委員会は、その活動を進める中で、国会議決文書（riksdagens skrivelse）や救貧法改正委員会に寄せられた各方面からの児童福祉行政に対する様々な苦情や要求も参照するところとなった。他方では、独自に児童福祉行政に対する調査を実施し、種々の統計の収集・分析を行った。また、同時期に改革が進んでいた他の北欧諸国の児童福祉立法の調査も行われた。委員会は、こうした活動を積み重ね1921年に法案を提出することとなった²⁰⁸。

それに対し、多くの機関・団体から意見書（yttrande）が寄せられた²⁰⁹。これに関連し、救貧連盟でも法案をめぐる大規模な会議が開催された。さらに政府は専門家を招聘して検討を加えた。最終的に、1924年2月29日、社会相イエスタ・マルム（Gösta Malm）が議会に政府案として社会的児童福祉法案を提出することとなる。さらに議会第二法制化委員会（andra utskottet）で若干の修正がなされた上で、議会両院で議決され、6月6日に社会的児童福祉法（Lag om samhällets barnavård: SFS 1924:361）が成立した²¹⁰。

以下では、まずその内要を、統一的な児童福祉行政機関としての児童福祉委員会、地域における児童福祉行政の任務、地域社会と国家の関係に区分して概観することとする。その上で、法案の提出から立法に至る過程で問題となった主な争点を振り返り、この法の歴史的意義についていくつかの点を指摘しておきたい。そして最後に、この法律が救貧連盟の再組織化につながった経緯を見ておくこととする。

② 社会的児童法の概要

i) 統一的な児童福祉行政機関としての児童福祉委員会

先に見たように、児童福祉会議などで、地域において児童福祉行政を担う行政機関に統一性が欠如していることが問題とされた。自治体において、里子の監督は保健を扱う部局の管轄であり、児童保護を管轄するのは児童福祉委員会であった。児童施設よりも救貧施設の方が子どもを多く収容しているのであり、困窮家庭を対象として主に救済策を講じるのは救貧委員会であった。児童福祉会議では、児童福祉委員会が子どもの問題を一括して扱うことが提唱されていた。社会的児童福祉法は、まさにこれを実現しようとした。それと同時に、次項で見ると、社会的児童福祉法は児童福祉行政の対象範囲を拡大した。こうして、児童福祉委員会が各自治体において一層広範囲に及ぶこととなった児童福祉行政を一括して担う機関として再編されることとなったのである。

こうした集権化について、救貧法改正委員会は、それにより一貫した立場から全体を合目的に組織することができ、行政の合理化・効率化を実現しようというメリットを挙げている。特に、児童福祉行政の集権化によって子どもの養育という観点から統一的に児童福祉行政を行えることが強調された。里子の監督を保健を扱う部局が担う限りは公衆衛生の観点が、救貧委員会で子どもを扱う場合はコストの観点が優先され、そうした観点はどうしてもおざなりとなるのである²¹¹。政府案では、集権化のメリットは、より具体的に以下七つの点にまとめられている。すなわち、第一に、統一的な原則に基づく合目的な行政の実現は、福祉を受ける者に対する平等で公正な対応を可能にすること。第二に、それぞれの案件を取り扱うのに、部局の間をたらいまわしされるような時間と労力の無駄を省くこと。第三に、どこの部局に持ち込めばいいのか迷う必要がなくなること。第四に、行政において労働力、資源、時間の効率的利用を可能にすること。第五に、児童福祉の様々な領域で蓄積された知識や経験を、福祉供給者や受給者の間で相互に活用することが可能となること。第六に、児童福祉を担当する部局の権限や影響力の増大が、地域社会における児童福祉の地位の向上につながる。第七に、国家の方も地域の児童福祉行政をより有効に監督できること。このように集権化は、現行組織と結びついた不便宜を除去し、効果的に児童福祉活動の望ましい発展を促すのに不可欠な手段であった（K.proposition 1924, s.57-58）。

救貧法改正委員会の法案では、救貧行政と同様に、児童福祉はまず基礎自治体の義務であり、その中で行われるべきこととされた。というのも、救貧と同様に、対象となる子どもをおしなべて同様に扱うことはできず、各々の性格や環境その他対象の個別の条件に合わせて対応が求められるので、県などといったより広域な行政単位は相応しくないのである（Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.29）。それゆえ、それぞれの自治体は、救貧行政単位（fattigvårdssamhälle）であるとともに児童福祉行政単位（barnvårdssamhälle）であるべきであった（Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.130）。政府案もこの点について疑義は示していない。こうして1918年の救貧法で各自治体に救貧委員会の設置義務が定められたように、社会的児童福祉法の第1条は、各自治体において児童福祉行政を担う児童福祉委員会を設置することを義務づけた（1§）。そして

第2条では、児童福祉委員会の任務を、地域における子どもの養育 (vård och uppfostran) の状況を把握し、必要な手立てを施すこととした (2§).

第3条は、児童福祉委員会の構成と任期について定めている。すなわち、委員会は、地域の救貧委員会のメンバー、牧師、初等学校か継続学校の教師か初等学校監督官から各1名、児童福祉関係者から少なくとも2名そして医者1名から構成され、少なくともそのうち1名は女性であるべきであり、また法的知識をもつ者も選任されることが望ましいとされた (3§)。救貧委員会の様に、これらの委員の他、補助委員 (suppleanter) も選ばれることとなる。そして委員および補助委員は、原則として自治体が任命すると定められた (5§)。また児童福祉委員会の委員および補助委員に選ばれる資格は、25歳以上の自治体に居住するスウェーデン国民に与えられた (6§)。

児童福祉委員会に救貧委員会のメンバーを含めるのは、もちろん、地域において児童福祉行政と救貧行政の連携が重要とされたためであった。第7条で、自治体が小規模であるため自身で児童福祉行政を担えない場合、救貧委員会がそれを兼ねることも可能としたのも、そうした事情による。ただし、その場合、救貧委員会は、従来のメンバーに牧師と学校関係者各1名を加えることで補強されねばならなかった (7§)。また、そこに見るように、児童福祉関係者はもとより、学校関係者も日常的に地域の中での子どもの養育に関与する者としてその役割を期待された。児童福祉委員会は、学校関係者と連絡を密にとって子どもを見守るべきとされたのである。牧師は、それまで児童行政を担ってきた初等教育委員会や旧来の児童福祉委員会の委員長であったのであり、伝統的に地域の中で児童福祉行政を主導してきた存在であった。それに対し、医者が必須のメンバーとされたのが注目される。子どもの養育を医学的見地から捉える重要性が指摘され、医者が新たな児童福祉行政の担い手として注目されたのである。これとは別に第4条では、国家によって配置された各地域担当の医師 (provinsialläkare) が、児童福祉委員会のメンバーでなくとも、議決権はないが会議に出席し意見を述べる権利を認められた。さらに、女性が委員として参加することが義務づけられたことは、救貧問題調査委員会や児童福祉会議でも強調されたように、児童福祉問題における女性の観点の重要性が社会的に認められたことを意味している (Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.136-41; K.proposition 1924, s.79-83)。

第14条第1項では、活動の規模が大きい自治体の場合、地域を地区 (krets) に区分し、それぞれの地区を地区代表 (kretsombud) に担当させたり、その他の分業体制を構築したりしても良いと定められた。地域を区分することは救貧行政と同様であり、“krets”は救貧行政の“distrikt”に当たるわけである。また、第14条第2項では、児童福祉委員会は、知識技能をもった (sickade) 者を招聘してその活動を補助させうるし、そうした任務は、自発的団体にも任せうるとされた。法案によれば、ここで想定されているのは、子どもや家庭のケアおよび監督といった任務を引き受けるボランティアであった。特に地区制の下で、各地区でボランティアを動員して児童福祉委員会の下部組織を構成することが想定されていた。その他、この条文に見るように、児童福祉委員会は、自治体の承認の下、自治体が所有する諸施設の運営や子どもの預け入れ先の斡旋、その他の児童福祉委員会の活動の一部を個人や諸団体に委任することも可

能とされた。こうしてコストをかけずに福祉行政を充実させると同時に、地域において児童福祉への関心や理解を広げることが見込まれた。さらに第15条では、児童福祉委員会は必要に応じて職員を雇うとした。このように、救貧行政において経験が蓄積されていた職員システムとボランティア・システムを積極的に活用することで児童福祉行政を拡充していこうとしたのである（Betänkande 1921, Del 1, Avd 2, s.144-48; K.proposition 1924, s.93-95）。

この第14条第2項では、児童福祉行政の一部を自発的団体に委任することが見込まれていたが、加えて第16条第1項では、児童福祉委員会は、児童福祉に関係する諸機関、民間諸団体や他の自治体の児童福祉委員会と協力していかねばならないとされた。救貧行政と同様に、官民協力体制の構築が課題とされたのである。それと同時に第2項では、救貧委員会との情報を密に取り合いつつ緊密に連携をしていく必要性が強調された。概して、地域における児童福祉行政は、1918年の救貧法によって構築された地域における救貧行政で培われた官民協力体制をモデルとすると共に、それと連携する形で拡充が目指されたと言えよう（Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.147-48; K.proposition 1924, 95-97）。

ii) 地域における児童福祉行政の任務

先に見たように、児童福祉会議では、1902年の児童福祉諸法などで枠組が定められたこれまでの児童福祉行政の欠陥として、対象年齢が狭く、しかも各法の間で不統一であることや多様な子どものあり方に応じたしかるべき対応が出来ていないことなどが指摘されていた。1924年の社会的児童福祉法は、このようなこれまでの児童福祉行政の欠陥を是正するとともに、さらに拡充をすすめることによって児童福祉の体系化を図るものであった。そこでまず、地域における児童福祉行政に焦点を置き、どのようにそうした欠陥の是正と拡充が行われたのかを見ることとする。

社会的児童福祉法では、地域における児童福祉行政の主要な活動領域として、保護養育（skyddsuppfostran）、社会的ケア（samhällsvård）、里親の養育に対する監督（fosterbarnsvård）が挙げられた。後に見るように、保護養育と社会的ケアは、両者とも、家族での子育てを支援するとともに、それで解決できない場合、家族から子どもを引き離しあるいは引き取って社会が養育することを意味した。その場合の養育は、他の家族への預け入れか施設収容という形をとる。これも後述するように、里親の監督といっても、実は里親のみでなく施設での養育に対する監督を意味することとなる。したがって、児童福祉委員会は、保護養育あるいは社会的ケアを行う上で、まず家庭での子育てを支援し、それがうまくいかない場合、子どもを家族から引き離しあるいは引き受ける。そして子どもの性格や特質を考慮してそれに相応しい養育の場を選択して子どもをそこに預け、さらにそこでの養育のあり方を監督するという一連の役割を一括して引き受けることとなったのである²¹²。そこで以下では、保護養育と社会的ケアを通じた家庭での子育て支援、子どもの家庭からの引き離しあるいは引き取り、引き取った（引き離した）後の対応、預け入れ先の一般家庭や施設での養育に対する監督という形で児童福祉委員会の任務を概観することとしよう。

児童福祉委員会が、それぞれの地域で問題を抱えた家族に直面した場合にまず行うべきことは、家庭での子育て支援であった。それは、家庭での子育てが子どもにとって最も望ましい養育のあり方であると位置づけられたからであった。それゆえ、まずそれを維持し機能させることが肝要なのである。そのために、まず子どもを肉体的にも道徳的にも健全に育てていくことの意義を啓蒙することが重視された。その際、肉体的な養育の面では保健や衛生上の知識を医師・看護婦・産婆などの、道徳的な養育では学校や教会の助力を得ることが期待された。また活動を展開する上で、家庭の中で母親を教育して有能な主婦（husmödrar）とすることが、家庭での養育をうまく機能させるために戦略的に重要だとされた。家事・育児について体系的に知識や技能を身に付けさせるため、単に様々なアドバイスや知識（råd och anvisningar）を付与するだけでなく、コースなど母親が参加する教育機会を整備していくことが期待された。このように、啓蒙・知識やアドバイスの付与が中心的な活動となるが、そのために地域の中の様々な主体（医師、看護婦、教師その他）との協力関係の構築が前提となった。それ以外に家庭での子育てを支える制度として、子どもを一時的に預かる様々な施設の存在が注目され、それとの連携も重視された。母親の母乳を得ることが困難な乳児に他の者の母乳や人口乳を施すことを端緒として様々な乳児とその母親を支援する活動を展開していた乳児保護運動団体（mjölkdroppen）や保育施設（barnkrubborna）、幼稚園（barnträdgården）などである。このように官民協力体制の下で家庭での子育てを支えていくことが目指されたといつて良いであろう（Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.101-111）。この家庭での子育て支援の部分については、救貧法改正委員会の法案で具体的に論じられているが、政府案や法文の中では家庭での子育て支援優先の原則を同様に踏まえつつも、具体的内容は保護養育や社会的ケアや官民協力体制を扱う部分で散見されるほかは述べられず、自明の前提とされているように思われる。

次にまず保護養育であるが、この語は、肉体的にあるいは精神的・道徳的な脅威にさらされている子どもを、場合によっては親の同意なく親から引き離して保護する（omhändertagande）ことを意味する（R.von Koch 1945, s.105）。この部分は、1902年の児童保護法を継承した部分であったと言える。しかし、第22条で対象を、a) 親のいる家庭でひどい扱いを受け（misshandlas）または全く放置されている状態（vanvård）にあるか、その他の事情で生命や健康の危険にさらされている16歳以下の者、b) 親の放蕩（lastbarhet）や無関心（vårdslöshet）、その他の理由で親に子どもを育てる力がなく、素行不良（vanartad）となる恐れがある16歳以下の者、c) 既に素行不良でその更生には特別な養育方法が必要となる18歳以下の子どもとするとされたように、対象年齢が従来の1歳から15歳までに対し、上限が16歳あるいは場合のよっては18歳まで引き延ばされただけでなく、1歳以下の乳児も保護の対象とされることとなった（22§）。さらに児童保護法が対象とした素行不良あるいはそれにつながる精神的虐待に加えて、a) に見るように肉体的な虐待を受けている者も対象となったことが注目される。

児童福祉委員会は、このような子どもたちを扱い、最終的には親からの引き離しに至ることになるが、それに訴える前に、事態を改善するために様々な手立てを実施することを義務づけられた。第23条によれば、まずa) 親にその義務を果たすように児童福祉委員会かそれが選任

した代表が警告を与える，b) 素行不良少年に対しても警告をする，c) 15歳以下の少年，12歳以下の少女の場合，他に有効な手立てがない場合，児童福祉委員会のメンバーかそれが選んだ適当な人物が体罰（aga）を施す，そして前記の様に，d) 乳幼児を一時的に預かる施設（前述の乳児保護運動団体，保育施設，幼稚園）などを利用することで家庭での養育を手助けすることや，手工業的技術を貧しい家庭の子どもに教える労働施設（arbetsstugor）などの助けを得て子どもの日常生活をきちんとしたものにしていくなど様々な方策を講じなければならなかった（23§）。それと同時に，第2項で定めるように，児童福祉委員会は，委員や職員，諸団体などを通じて子どもの日常生活に眼を配り，養育に必要なアドバイスを親に与え，子育てを支援していくこととなる。それでも効果がない場合に，親からの引き離しの決定がなされるが，その決定には児童福祉委員の過半数の賛成が必要となった（9§,2 mom.）。

決定した後は，ただちに書面で親に通知し，引き離しの同意を求めることとなる（25§,1 mom.）。もし同意が得られなければ，児童福祉委員会は遅くとも決定から3週間以内に県（länsstyrelse）に案件の審議を仰がねばならなかった（25§,2 mom.）²¹³。こうして，県は，親の意見の申し立てや，15歳以上ならば子ども自身からの意見聴取，児童福祉委員会からの説明などを経て，最終的に引き離しをすべきか否かの判断を行った（26§）²¹⁴。

一方，社会的ケアは，同様に社会が親もとから子どもを引き取るのであるが，親の同意を得なくても引き離しを実行しうる保護養育と異なり，あくまでも親の同意を得た上で，家庭では不可能であった適切な養育を社会がそれに代わって行うものである。第29条に定めるところによれば，16歳以下の子どもで，病気や無関心により親に子どもを育てる能力が欠如している場合，困窮で親が養育困難な場合（29§,1 mom.），子どもの心身の病気，障害，心身の欠陥や虚弱などに対して家庭では施すことのできないケアを必要とする場合（29§,2 mom.），さらには，孤児や母子家庭などで親が子育てを放棄せざるを得なくなった場合（29§,3 mom.）に対象となった。つまり，親か子どものどちらか（あるいは両方）が問題を抱え，家族で養育を行うことができなくなった時，社会がそれに代わって子育てを行うということである。もちろん，子どもを家庭から引き取る前に，保護養育と同様に，第23条第2項に定めるように，児童福祉委員会委員や職員は，諸団体の協力を得て家庭での子育てを支える努力をしなければならないことは言うまでもない。先述した地域における官民協力体制は，まず家庭の子育てを支援することに威力を発揮するはずであった。親もとから子どもを引き取るのは，あくまでも最終手段なのである（K.proposition 1924, s.129-133; Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.166-182）。

こうして，保護養育あるいは社会的ケアの対象として多くの子どもが親もとから離れて暮らすこととなる²¹⁵。このような子どもたちは，児童福祉委員会により一般家庭に預けて里子に出すか施設に収容された。社会的児童福祉法の第32条によれば，そこでは子どもたちには「有能な社会のメンバー（en duglig samhällsmedlem）となるために求められるケアや養育が施されねばならない」こととなる。そのために必要となるのが，各々の子どもの資質や条件に対応したケアや養育である。それゆえ，児童福祉委員会は，子どもたちの資質や条件を見定めたいうえで，それぞれにあった里子や施設に割り振ることとなる。そこでまず社会的児童福祉法では，

子どもは大きく、素行不良でない者、素行不良である者、特別なケアを必要とする者の三つに分類された。特別なケアを必要とする者とは、心身の病、障碍、その他肉体的精神的な欠陥あるいは虚弱で特徴づけられる子どもである（36§）。したがって、ここで言う素行不良である者あるいはない者は、基本的にはそうした心身に問題がない子どもを意味する。

第一の素行不良でない子どもについては、第34条によれば、特別な理由がない限り、まずは一般家庭に預け入れられることとなった。ただし、里親となる預け入れ先は、児童福祉委員会が予め調査して養育の義務をきちんと果たすと判断された者であるべきであった。さらに、預け入れに際しては、書面で契約を結び、権利義務関係を明確にしなければならないとされた（34§, 1 mom.）。そのように里親に預けられてそこでの養育がうまくいかなかった子どもや預け入れ先が見つからなかった子どもは、児童施設（barnhem）に收容されることとなる。ただし適当な児童施設がない場合には、2歳以下の子どもであれば、救貧施設への收容も可とした（34§, 2 mom.）。一方、児童福祉委員会には、後述するように、施設や預け入れ先の一般家庭での子どもの養育を監督し、子どもの発達をフォローする役割が与えられた（34§, 3 mom.）。

第二の素行不良児の場合は、基本的には更生施設（skyddshem）に收容されることとなる。ただし、様々な状況からそれが適当であり、他の子どもの道徳的発達に悪影響が及ばなければ、一般家庭や児童施設に收容することも可能とした（35§, 1 mom.）。また、一般家庭や児童施設で收容されたとしても、やはりそこではどうしても手に負えない時や、他の子どもに悪影響が及ぶ時には、改めて更生施設に收容されることとなった（35§, 2 mom.）。他方、更生施設は、後に触れるように、ランスティングが運営したが、素行不良の程度がそうした通常の更生施設でも手に負えないほどである場合や子どもが心身に問題を抱えている場合には、国などが運営する特別な施設に收容されることとなった（43§, 2-3 mom.）。特に15歳以上で、素行不良の程度が甚だしい子どもは、刑罰を犯した子どもの更生施設（allmänna uppfostringsanstalt）に收容されることとなった²¹⁶。その他、第三の心身に問題があり特別なケアを必要とする子どもについては、第36条により、その障碍や病気に応じた専門の施設に收容し、求められるケアを施さねばならないこととなる（36§）。

社会的児童福祉法は、第5章（第39-43条）で施設およびその運営について規定している。第39条では、児童施設（barnhem för stadigvarande vård）を、恒常的に子どもをケアし養育する施設と一時的に子どもを（乳児の場合には母親も）預かる施設（upptagningshem）に分類している（39§）。上記のように、引き離したあるいは引き取った子どもは、その資質や条件に適した対応（預け入れあるいは施設收容）がなされるのであるが、そのように資質を見極め、適切な預け入れ先や施設を見つけるまでに時間がかかることが予想される。第33条によれば、それまでは、この一時收容施設に收容することとなった（33§）。児童施設に收容された子どもは、一定の書式の下に登録が行われた（40§）。また、自治体やランスティングが児童施設の建設を計画する際は、県（länsstyrelse）でその計画を精査し、子どもがそこで満足のいくケアや養育がなされうるかどうかの判断を仰がねばならなかった（41§）。さらに県は、児童福祉委員会と協力して施設での養育が適切になされているかどうかを監督する役割も与えられるこ

となった（42§）。こうして児童施設については、基礎自治体（児童福祉委員会）と県のレベルで設立・運営を管理していく体制の構築が目指された²¹⁷。

更生施設については、各施設においては意思決定機関として運営委員会（styrelse）が設置されるが、日常的運営は施設長（föreståndare）が担うとされた。施設長はまた、職員とともに収容された子どもをケアし指導することとなる。さらに施設では、収容された子どもに義務教育を施すため、地域の初等義務教育機関との連携も義務づけられた。そうした教育においては、勤勉さを身につけ、手に職を持つことに重点が置かれるべきとされた（44§, 2 mom.）。一方、第43条第1項によれば、ランスティングが、定められた収容人数をもつ更生施設を整備せねばならない義務を負った。ただし、必ずしもランスティング自身がそれを設立する必要はなく、国や民間団体が設立しても良かった。また場合によっては他のランスティングと共同で設立・運営することも許された（43§, 1 mom.）。そして第44条では、国（国王）が施設の運営規則を定め、国以外が設立した施設についても国の許可があるとした（44§, 1 mom.）。つまり児童施設については、児童福祉委員会および県が設立や運営の管理をすることとなったが、更生施設についていえば、基本的にはランスティングが設置して国が管理する体制が構想されていたのである²¹⁸。

次に社会的児童福祉法で注目すべき点として、里子の定義の見直しに目を移そう。以上の様に、社会的児童福祉法により、家庭から引き離されたあるいは引き取られた子どもは、一般家庭に預けられ里子に出されるか、その資質や条件に応じた施設に収容される。里子に関して、従来児童福祉会議などで問題視されたことは、1902年の里子養育法の定めた公的機関による監督の対象が狭すぎることであった。金銭を受け取って里子を預かる里親のみが対象とされたので、無償で子どもを預かる里親を監督することはできなかった。しかも対象となる子どもは7歳以下であったのである。それに対し、社会的児童福祉法第49条第1項は、代償を得て預けられている場合のみでなく、無償で預けられている場合も里子として定義した。さらに児童施設に収容されている子どもも里子として扱うこととなった。また対象年齢は16歳以下に拡大された（K.proposition 1924, s.178-79; 49§, 1 mom.）。つまり、親から引き離されているあるいは引き取った16歳以下の子どものうち、更生施設や刑罰を犯した子どものための教育施設（allmän uppfostringsanstalt）や障害者等のための施設に収容されている者といった監督には特別な専門知識が必要と思われる場合や、まだどこにも収容されていない者を除いたすべてを里子という形で管理しようとしたのである（50§）。それは、保護養育や社会的ケアの対象となって親もとから引き離された子どもの殆どが里子として扱われ、その養育が児童福祉委員会によって監督されることを意味する²¹⁹。

社会は、こうした里子の養育をどのように監督しようとしていたのであろうか。施設に収容された子どもの養育に対する監督は上記の通りである。里親に預けられた子どもについては、まず第51条で、里親（あるいは児童施設の責任者）は、都市や市場町（köping）では預け入れて2日以内、農村では8日以内に、誕生日といった子ども情報、里親の名前と住所、預けた者の名前と住所、預け入れの条件、その他預かることが適当であるかどうかを判断するのに必要な情報を児童福祉委員会に届け出なければならぬことが定められた（51§, 1 mom.）。さらに

預かった子どもが同じ自治体内の別の家やそれ例外の自治体の児童施設に移った場合にも届け出が必要とした(51§, 2-3 mom.). 預かった子どもが死んだ場合や里親が転居する場合も同様である(51§, 4 mom.). これらが意味していることは、里子への預け入れを児童福祉委員会が一括して管理するということである。また、ここに示されているように、かねてから里親の資質をコントロールするために認可制の導入が議論されていたが、結局は届け出制が維持された²²⁰。

こうして従来の保健を扱う部局に代わり児童福祉委員会が、里子が里親の下で(もしくは児童施設で)十分な養育やケアがなされているのか監督する役割を与えられることとなる。里子が乳児の場合、特別な注意をもって監督することが定められた。また里親が養育やケアで必要となれば、児童福祉委員会は、適切な指針を与えることとなった(52§)。また、届け出を得て、預け入れ先の里親や施設について十分な知識を持っていなければ、直ちに調査することが義務づけられ、そうでなくとも必要とあれば調査すべきだとされた(53§)。

もし里親の下での養育やケアが不十分か不相当であった場合、児童福祉委員会は、適切なアドバイスを与えてその是正に努めた。必要ならば、里親に、家庭での子育てを支援する諸施設に手助けを求めるよう、あるいは子どもに作業など何か適当な取り組むべきことを与えるよう指導した。それでも改善がなければ、最終的には子どもをそこから再び引き離すこととなる(54§)。

iii) 地域社会と国家

これまで見てきたように、社会的児童福祉法成立以前には、地域における児童福祉行政は様々な部局によって担われてきた。それに対応して地域の児童福祉行政を監督する機関も様々であった。例えば、児童保護法に依って親もとから引き離された子どもを収容する児童施設や更生施設での養育に対する監督を学校監督官(skolinspektör)が担った。里子の養育を監督する役割は、牧師や医師、特に医師に期待されていた。救貧施設に収容されているこどもの養育については1918年の救貧法により、救貧コンサルタントが監督した。それゆえ、それぞれを中央レベルで管轄するのは、学校庁(skolöverstyrelsen)、医療庁(medicinalstyrelsen)、社会庁(socialstyrelsen)であった。それゆえ、基礎自治体レベルでの児童福祉行政を担う機関が複数存在することの弊害は、それを監督する中央官庁の並存という状況もあいまって一層増幅される恐れがあった(Betänkande 1921, s.112-18; K.proposition 1924, s.101-02)。

それゆえ、社会的児童福祉法は、地域における児童福祉行政を集権化したのみならず、それに対する監督機関も一つにまとめていくことを目指した。このような監督体制の集権化により、地域の児童福祉行政全体を把握してその改善を促すとともに、地域間の行政活動を調整して地域間の格差を是正し、全国どこにおいてもより高度な福祉行政を享受できるようにすることが期待されたのである。社会的児童福祉法の第2章(第20-21条)は、地域における児童福祉行政に対する監督の問題を扱うことにより、このような児童福祉行政の全国的な体制を如何に構築していくかという展望を示している。

第20条は、県(länsstyrelse)を県内における児童福祉行政を監督する主体として定めた。そして県は、監督業務を通じて「この法に定めるように、合目的にそれ[地域の児童福祉行政]

を調整し主導し、それが求められる際には、状況に応じた方策を施すようにせねばならない」とされた。この県の監督業務を情報やアドバイスを与えることで手助けする役割を与えられたのが、児童福祉コンサルタント（barnavårdskonsulent）であった。しかし、新たな役職の設置ではなく、この役目を救貧コンサルタントが兼務することとなった。後にも述べるように、これまで実質的に救貧コンサルタントが児童福祉に関わり、今後も救貧と児童福祉が深く関わっていることが予想されるため、わざわざ新たな官職を設置するのはコストがかさみかえって非効率となると考えられたからである（K.proposition 1924, s.105-08）。また県は、施設の衛生問題などの面での監督で医務官（tjänsteläkare）を任用することもできた（20§）。

ここでも救貧行政との同型性が見られる。1918年の救貧法によって成立した救貧行政における監督体制においても、地域の救貧行政を監督するのは県であり、県の監督を補助するのが救貧コンサルタントであった。この救貧コンサルタントは、全国をいくつかの区域に分けて担当し、救貧監督官の下で相互に情報や経験を交換しつつ全国レベルで救貧行政の均質化や質的向上を進めていく役割を与えられていた。また、各地を巡回する中で、その地域における官民協力体制の展開を促進する役目も担った。社会的児童福祉法によって救貧コンサルタントが児童福祉行政について同様の任務を兼務することとなったのである。

そして社会的児童福祉法の第21条によれば、救貧コンサルタントを統轄し、県と連携することによって全国レベルで児童福祉行政を調整するのが、国家救貧および児童福祉監督官（statens inspektör för fattigvård och barnavård）であった。それにより、国全体で「児童福祉の合目的な整備を行い、児童福祉の発展を促進すること」が目指された（21§）。この国家救貧および児童福祉監督官は、1918年の救貧法で設置された救貧監督官が児童福祉行政も管轄するようになって改称されたものである。この救貧および児童福祉監督官は、社会省（Socialdepartementet）の救貧および児童福祉局（byrå för fattigvård och barnavård）の局長でもあった。1920年に社会省ができた時から救貧行政の管轄は農業省から社会省に移ったが、1924年の社会的児童福祉法により、救貧行政と同様に児童福祉行政を一括して社会省が管轄するようになったのである（K.proposition 1924, s.109-10）。

③ 社会的児童法成立をめぐる争点

以上のように成立した社会的児童福祉法の内容を概観してきたが、もちろん救貧法改正委員会が提出した法案がそのまま成立したものではない。当然、修正がなされた。表は、救貧法改正委員会が作成した法案、政府案、成立した社会的児童福祉法の章別構成を比較したものである。まず指摘できるのは、法律の名称が政府案のところで「公的児童福祉法（lag om den offentliga barnavården）」から「社会的児童福祉法」に改められていることである。政府案によれば、改称は、「法律の主旨を、あるいは社会がその他の方法では施すことができない子どもに対するケアを供与するために介入していくことをより明確に示す」ためであった（k.proposition 1924, s.75）。なおこれに関連して、政府案が、これまで児童福祉活動は、社会の扶助活動の中の単なる一部としか見られていなかったが、「近年、それ自体が一つの問題として立ち現れて

表 救貧法改正委員会案, 政府案, 社会的児童福祉法の対照表

救貧法委員会が作成した法案 (公的児童福祉法案)	議会に社会相により提出された法案 (社会的児童福祉法案)	社会的児童福祉法案
第1章 児童福祉行政単位 第1-3条	第1章 児童福祉委員会 第1-19条	第1章 児童福祉委員会 第1-19条
第2章 児童福祉委員会 第4-21条		
第3章 青少年問題審議会 第22-28条		
第4章 公的児童福祉行政に対する監督 第29-30条	第2章 社会的児童福祉行政に対する監督 第20-21条	第2章 社会的児童福祉行政に対する監督 第20-21条
第4章 児童福祉委員会による子どもの監督等 第31-34条		
第6章 寄る辺ない子どもや家庭の外でのケアを必要とする子どもの保護 第35-45条	第3章 子どもの保護とそれに関わる児童福祉委員会の活動 第22-31条	第3章 子どもの保護とそれに関わる児童福祉委員会の活動 第22-31条
	第4章 保護した子どもの扱い 第32-38条	第4章 保護した子どもの扱い 第32-38条
第7章 保護養育 第46-67条		
第8章 児童養育施設 (barnhem) 第68-73条	第5章 児童養育施設と更生施設 第39-44条	第5章 児童養育施設と更生施設 第39-43条
第9章 更生施設 (skyddshem) 第74-80条		
	第5章 施設からの退所 第45-48条	第6章 施設からの退所 第45-48条
第10章 一人親(母親)の下での子どもの養育に対する援助 第81-86条		
第11章 里子の養育に対する監督 第87-96条	第7章 里子のケアに対するコントロール 第49-60条	第7章 里子のケアに対するコントロール 第49-60条
第12章 児童福祉行政のコスト負担 第97-106条	第8章 個人の代償義務・労働義務 第61-72条	第8章 社会的児童福祉行政のコスト負担 第61-67条
		第9章 個人の代償義務・労働義務 第68-72条
第13章 不服申し立て 第107-113条		
第14章 懲罰規定 第114-119条	第9章 懲罰規定および一般規定 第73-80条	第10章 懲罰規定および一般規定 第73-80条
第15章 一般規定 第120-123条		
	第10章 不服申し立て 第81-86条	第11章 不服申し立て 第81-86条
第16章 移行規定 第124-131条	第11章 移行規定 第87-90条	第12章 移行規定 第87-90条

いる。人道的な観点を脇においても、国民の未来を促進させようと思えば、乳児の生命と健康を救うために、日々成長する子どもたちに十分な衣食、保健・医療、養育や教育をほどこすために、子どもたちが危険や誘惑にさらされないようにするために、道徳的に道をそれるようなことがあれば、手遅れにならないように矯正していくために、必要に応じて介入すべきであることが明確となっているし、強調されてきている」（k.proposition 1924, s.39）と述べていることが注目される。法律名の変更は、このように児童福祉の意義が捉えられたうえで、それに対する社会の役割が強調されたものと見ることができよう。先に見たように、児童福祉会議で、J. ヴィデーンは、公的児童福祉の任務を「成長しつつある世代に、肉体的にも精神的にも健全な市民となることを保障するように肉体的・精神的養育を与えること」と見なしたが、この政府案にも児童福祉や社会のそれに対する役割に関する同様の把握が引き継がれていると考えられる。そうすると、法律名は変更されたが、その精神において基本的には救貧法改正委員会案と政府案では共通していたのではないかと推察しうる。

しかし、構成を見ると、政府案に至る過程で大きな修正がなされ、社会的児童福祉法の基本的な構成はこの政府案の時点で固まっていたことがわかる。もちろんこのような修正がなされたのは、救貧法改正委員会の提出した法案をめぐって議論が争われたためであった。その最大の争点は、社会が担う児童福祉行政の範囲をめぐるものであった。それは、社会の介入が及ぶ範囲や児童福祉行政と救貧行政の間の境界をどこに定めるのかという問題を中心に行われた。また、青少年問題審議会（Ungdomsråd）をめぐって、地域の児童福祉行政に対する監督のあり方についても激しい議論のやりとりがあった。それでは順番にそれぞれの争点を見てみよう。

i) 児童福祉の範囲をめぐって

章別編成における最も目立つ変更点の一つは、救貧法改正委員会案の母子家庭での子どもの養育に対する援助を扱った第10章に相当する章が、政府案にも成立した社会的児童福祉法にもないことであろう。救貧法改正委員会によれば、第10章に関わる提案は、婚外子に対する援助が話の発端であった。1917年の婚外子法の成立の所で見たとおり、従来から婚外子の死亡率が他の子どものそれに比して高いことが注目され、婚外子の養育を支援していく必要性が議論されていた。婚外子法は、その問題に対し、父親の扶養義務を定めると同時に、児童福祉員を設置して母親の子育てを支援しようとした。しかし、父親の扶養義務を定めても必ずしも母子の生活が守られるようになったかというところではなかった。まず父親を確定しなければならないし、確定しても養育費をきちんと払ってもらえるかどうかはわからなかったのである。それゆえ、母子の生活をとりあえず支えるために援助する制度が必要であると考えられた。そうした援助は、養育費の前払いと位置づけられた。一方、児童福祉員は、母子の家庭に深く関わってその状況を良く把握しているはずであるので、援助の必要性があるかどうかを判断するのに格好な役割であった。こうして児童福祉員を管轄する児童福祉委員会が、その援助の交付を担当する機関として位置づけられることとなる。さらに、離婚や別居によって母子家庭となった場合でも、同様に困窮する場合が考えられるので、援助の対象は、それらの家庭にも広げられ

るべきと主張された。また、それらの援助は救貧とは見なされないことが強調された。このことが意味するのは、児童福祉委員会が家庭における養育に対して啓蒙や情報を与える精神的・道徳的な支援のみではなく、金銭的・物質的援助を与えるということであった。従来は困窮家庭に対し救貧行政がもっぱら金銭や物質的な援助を与えてきたので、そのような援助活動を児童福祉行政が行うことを意味した（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.42-61, 267-76）。

これに対し、ビョルクランドとマグヌソンは留保意見を提出し、児童福祉委員会の役割をもっと限定すべきだと主張する。彼らによれば、「国家が児童福祉で家庭に介入していく権利は、子どもが養育を受け教育される権利をもつことが、成長する世代を良き有能な社会のメンバーに育てていくという国家自身の利害でもあることを考慮すると否定できない」としつつも、「しかしそうした介入は、自然の養育者である親を脇に追いやるか、その扶養義務を免れるようにする所まで進めてはいけない。もっと言えば、国家は、扶養者が親であれそうでない者であれ、自分の義務を果たすように監督すること、そうした監督を行う機関を設けること、家族が利用できる資源が不十分であるとか家や学校で養育する手段が不十分である扶養者を助ける手立てを指し示すことに限定すべき」（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.421）であった。

つまり、救貧法改正委員会案は、「現行法が欠陥に満ち、それを適用する機関が十分に機能していない」という理解に依拠しているが、彼らによれば、素行不良児などの問題を解決し、成長する世代を良き有能な社会のメンバーにするための根本的な問題は、子育ての誤ったあり方と扶養者の責任感・義務感の欠如をどのように克服するかにあった。そもそも「子どもにも心がつき始めたら、子どもの関心を引くやり方で彼らの善良な要素と傾向を促し鼓舞し、誤ったことがあれば愛情をもって鞭打ち、従順であり身勝手ではなく義務の意識をもつことを教え、子どもの中に宿っている何かをなそうとする気持ちを有益な活動に向け、それを楽しむようにし、思いやりをもって子どもの振る舞いや遊び、楽しむ姿を見守ること」が親の任務なのであるが、それがなおざりにされているのである。学校制度も学校の外のことに眼が行き届かない。彼らは、こうした状況が問題の根底にあり、国家の介入をさらに強化することは問題の根本的な解決にならないと主張したのである（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.421-23）。

とはいえ彼らは、従来の児童保護法の対象を拡大した保護養育や里親の養育を監督する任務を児童福祉委員会が担うことについては反対しない。ただし、児童保護法でこれまで主に教育的観点が強調されてきたのに対し、里親の養育に対する監督では担当が保健を担当する部局であったように公衆衛生の観点が重視されてきた。それゆえ、児童福祉委員会がそれらの任務を引き継ぐうえで、教区の牧師がその委員長となることが必要だと主張した。牧師ならば、教区の中のそれぞれの家庭の事情に通じており、それに応じた適切な対応する上で重要な役割を果たしうるからである（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.424-25）。その一方で、彼らは、救貧法改正委員会のいう社会的ケアの領域を児童福祉委員会の業務として挙げておらず、彼らの代替法案にもその項目はない。さらに彼らは、金銭等物質的援助を児童福祉委員会が行うことに反対した。これまで救貧行政がそれを行ってきて問題はなかったのであり、救貧法改正委員会案は児童福祉委員会と救貧委員会との活動領域の境界をあいまいにするものだと批判した。こ

れまで孤児や困窮家庭の子どもを親から引き取り、預け入れや施設収容を行っていたのは救貧行政であった。つまり、彼らの対案は、児童福祉委員会が物質的援助を行うことを否定すると同時に、社会的ケアに当たる活動も従来通りに救貧行政に任せるというものであったのである（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.426-27）。

救貧連盟は、救貧法改正委員会の法案が出されると、それを検討するために1921年10月26日から2日間にわたり471人の参加者を集めた大規模な会議を開催した。J. ヴィデーンの趣旨説明に始まり、いくつかの論点に分けて基調講演が行われ、それぞれについて議論が展開された。それらの議論に基づき、法案に対する意見書がまとめられることとなる。会議は、公的児童福祉の計画的・効率的活動の前提を作り出すものとして救貧法改正委員会案を高く評価した。ただし、簡素で簡明なシステムを実現するには、なお改善の余地があるとした。特に児童福祉委員会が物質的援助活動を行うことには懐疑的であった。というのも、児童福祉委員会は、家庭での子育てを監督し指導する立場にある。そうした倫理的・道徳的な権威や信頼が、物質的援助の分配の公正性を問われる中で損なわれる危険があるからである。一方、救貧行政の側から見ると、1918年の救貧法によって援助の公正性・公平性がより明確となってその行政的権威が強化されたのであるが、児童福祉委員会が援助活動を行うと、児童福祉委員会が行う援助が「良い」援助と見なされ、救貧行政の権威が傷つく恐れもあるのである（Förhandlingar 1921, s.47-70; SFFT 1922:1-2, s.12-18）。

政府案は、先に述べたように、児童福祉委員会の集権化は多くのメリットを持つと指摘したが、デメリットとして、特に小規模な自治体の場合に内部で十分な人的資源を得ることが困難な場合があることと共に、救貧行政との境界が曖昧になることを挙げた。実際、救貧行政と児童福祉行政は同じ貧困家庭を扱う中でどちらがそれに対応すべきなのか迷うケースも出てくるのが想定される。どこまでが救貧行政から児童福祉行政に移管すべきかが問題となるのである。これに対し、政府案は、救貧連盟での議論と同様に、物質的な援助を児童福祉委員会が行うべきではなく道徳的な援助に専念すべきという意見であった。それゆえ物質的援助を二つの部署が分担して担うのではなく、すべて救貧行政にまかせるべきだと主張した。ちなみに救貧法改正委員会の法案に対する各方面からの意見書の多くもその点で法案に反対であった。こうして政府案では、救貧法改正委員会案の第10章に当たる部分が削除されることとなった（K.proposition 1924, s.58, 60-61, 70-73）。

ii) 国家による監督をめぐって

付表をみて目立つもう一つの変更点は、救貧法改正委員会案にある青少年問題審議会を扱った第3章が、政府案や成立した社会的児童福祉法からなくなっていることである。この青少年問題審議委員会は、各県に設置され、親からの不服申し立てがあった場合、児童保護における基礎自治体での児童福祉委員会による子どもの親もとからの引き離しの決定を審議し最終的な決定を行う機関として構想された。救貧法改正委員会によれば、このような審議に県は適していない。というのも、県での審議は通常書類のやり取りに留まってしまうし、しかも県の役人は児童福祉

に関わる経験や知識を持ち合わせていないのである。それに対し救貧法改正委員会は、親の親権に抗して判断するのであるから、こうした審議には十分な法的知識（および裁判の経験）や児童福祉に関する経験・知識が必要であると主張した。しかも、彼らの案では、引き離しの対象年齢の上限を15歳から18歳までに拡大することを提案している。そうなれば、この年齢層に対する決定には、児童福祉委員会をも納得させる識見や洞察が一層求められることとなる。そこで救貧法改正委員会は、児童福祉委員会の児童保護業務に関する上位機関として青少年問題審議委員会を設置し、そのメンバーには法律や児童福祉の知識や経験を有すことを必須としたのである（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.94-100）。さらに青少年問題審議会には、県レベルでの児童福祉行政の発展を支える役割が期待された。例えば、小さな自治体だけでは内部で適当な施設を整備することはもちろん、見つけることも困難である。さらにその中で適当な里親を見出すことも困難である。それゆえ、県内の自治体間での施設整備や収容の調整を進め、個別自治体の範囲を超えて里親を斡旋していく役割が与えられた。そのみならず、県内の自発的諸団体の活動を促進し官民協力体制を促進していくことも任務とされた（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.151-53）。

しかし、救貧法改正委員会案でも、自治体での児童福祉委員会の活動を監督する役割は県に置かれた。一方、1918年の救貧法によって、救貧コンサルタントがアドバイスの付与と啓蒙（rådgivning och upplysning）を通じて県の救貧行政に対する監督業務を補助する存在として設置されていた。そこで、新法により多くの業務は救貧行政から移管されることとなって児童福祉行政と救貧行政との密接な連携が一層求められるようになるため、この救貧コンサルタントが児童福祉に関する監督も兼任することが提案されることとなる。このように県レベルでは、青少年問題審議会と県および救貧コンサルタントが協力して児童福祉の発展を進めていくことが期待された。他方、救貧行政と同様に各救貧コンサルタントの活動を中央で束ねるのが国家救貧監督官であり、それが部局長を務める社会省の部局が全国の児童福祉行政を管轄することとなる。このようにして、全国津々浦々まで救貧行政との連携の下に児童福祉行政の進展を推進していく体制を整えようとしたのである（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.119-22）。

この問題に関しても、救貧法改正委員会内で意見は一致していなかった。ビョルクンドとマグヌソンはその留保意見において、児童福祉委員会の業務を監督するのは、県のみで十分であると主張し、地域の児童福祉行政に対する青少年問題審議会や救貧コンサルタントの介入に反対した。保護養育の判断の際に法案が不可欠としている法的知識についても県に備わっていると見なした。先に見たように、1918年の救貧法の改正に際しても彼らは救貧法改正委員会の法案に対して留保意見を提出したのであったが、その際に彼らが特に反対したのが救貧監督官・救貧コンサルタントの設置であった。地域の救貧行政を監督するのは県のみで十分で、それらの設置は不必要としたのである。彼らは、地域の状況を知らぬ者が地域の問題に口を出すことを嫌うと同時に、救貧監督官等がもつ救貧に関する専門知識よりも県知事がもつ地域事情についての知識を重視した。彼らは、いわば、国家介入から地域の自治を擁護する立場にあった。児童福祉法案の改正についても、この立場を継続した。彼らの対案には、救貧コンサルタントや救貧監督官への言及はない（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.427-28）。

救貧法改正委員会の中で法案に反対したのは彼らだけではなく、ユンデルとヴェドベリイも留保意見を提出した。それは救貧コンサルタントに児童福祉も兼任させるという点をめぐってであった。彼らによれば、児童福祉はそれ自体複雑な問題で救貧とは別の性格をもつものであり、救貧行政の片手間にできる業務ではなかった。さらに児童福祉は、社会の存続や発展にとってむしろ救貧よりも重要な任務でもあった。それゆえ彼らは、兼任ではなく専門の児童福祉コンサルタントを設置することを提案した。その上で、各地の児童福祉委員会と児童福祉コンサルタントとが相互に協力し合い、青少年問題審議会の委員が児童福祉コンサルタントを兼任すれば、県内での児童福祉行政諸領域間の連携がよりスムーズになると主張した。さらに、基礎自治体における児童福祉行政の監督は県ではなく、そうした専門知識の点から青少年問題審議会と児童福祉コンサルタントが担うべきだとした（Betänkande 1918, Del 1, Avd.2, s.477-81）。救貧法改正の際には、ヴェドベリイの前任者であるパウリが地域の救貧行政の監督に関して、県よりも救貧監督官の権限強化を主張したことが想起される。児童福祉行政に関しても同様に、救貧法改正委員会案を挿んで、国家介入を嫌い地域の自律性を強調するビョルクランドおよびマグヌソンと、救貧監督官を頂点とし各県に青少年問題審議会と児童福祉コンサルタントとを配置することを通じて全国に科学的専門的知識に基づく合理的で機能的な児童福祉行政を実現していこうとするユンデルおよびヴェドベリイが対置する構図が描けるであろう。

救貧連盟の救貧法改正委員会案をめぐる会議では、青少年問題審議会の設置や救貧コンサルタントの新たな役割について救貧連盟の児童福祉コンサルタントのラーシュ・バルクマンが児童福祉行政の組織の脈絡から、救貧連盟の児童福祉執行委員会の事務局で活躍した女学校教師グンヒルド・アルメーン（Gunhild Almén）が保護養育の脈絡から、児童福祉執行委員会のメンバーで“Vårdearebladet”の編集者であった牧師ハーグバルド・イースベリイ（Hagbard Isberg）が公的児童福祉の監督体制の脈絡から法案の趣旨を説明した。そこでは概して青少年問題審議会の設置に対し懐疑的で、保護養育に関する児童福祉委員会の決定を審議するのは県で十分であるとの意見が強かったが、結論は出なかった。その一方で、救貧コンサルタントが児童福祉を兼任するという案に対しては肯定的な意見が多く、児童福祉コンサルタントを別にも設けよとの意見は少数であった（Förhandlingar 1921, s.40-46, 86-95, 127-43）。結局のところ、意見書は、地域の児童行政の監督は県が担うべきであると主張し、青少年問題審議会の設置についてはそれを設置する資源が確保されないとして懐疑的な姿勢を表明した。また、救貧コンサルタントが児童福祉を兼任することについてはその増員を前提として支持した（SFFT 1922:1-2, s.8-11）。

これらに対し、政府案は、救貧法改正委員会が提案する青少年問題審議会の設置に反対した。実際、寄せられた意見書を見ると大多数が設置に否定的で、特に県やランスタングからの反対は強かった。政府案は、それを受け、確かに親からの同意を得ないまま子どもを親もとから引き離す決定は、親権の侵害を意味するため慎重でなければならないが、県は必要な法的知識を十分に持っているのであり、親と児童福祉委員会代表から意見を聞く機会を設けることで公正な満足のいく決定が可能であると主張した。また、青少年問題審議会を設けると、地域の行政を監督するのに、一方で県とコンサルタント、他方で青少年問題審議会という二つの系

列ができることとなり、集権化によって効率化を進める上で障害となる可能性があることを指摘した (K.proposition 1924, s.72-75)。これに対し、児童福祉コンサルタントを別に設けることについては、救貧法改正委員会案の方を支持した。確かに別に設けることは、専門的知識や経験を活用するという観点から言えば望ましいことであり、現に社会庁や医療庁の意見書も設置に肯定的であった。しかし、政府案によれば、救貧コンサルタントは児童福祉を兼任する能力を十分持つのであり、設置するメリットに対してそれに伴って増大するコストが余りに大きいことが予想された。新たな官職の設置で人件費が増大するし、コンサルタントが増えるのでそれぞれが各地域を巡回するためのコストも増える。各自治体にとっても救貧のみならず児童福祉のコンサルタントを受け入れることとなるため、費用が倍増するのである。それゆえ政府案は、結局のところ、救貧行政と同様に、地域の児童福祉行政を県が監督する役割を担い、救貧コンサルタントがそれを補佐し、救貧監督官が全国の救貧コンサルタントの活動を統轄するという体制を提案することとなった。このようにしてスウェーデン全体の児童福祉行政の向上を促進していくことが目指されたのである (K.proposition 1924, s.102-109)。実際に成立したのもそのような体制であった。大規模な失業が残り、第一次大戦後の不況からなお十分に立ち直っていない経済状況の中で、現実的な選択がなされたのだと見なされよう²²¹。

④ 社会的児童福祉法の歴史的な位置づけ

以上の様にして成立した社会的児童福祉法は、先に見たような児童福祉会議で指摘された現状の問題点を何とか解決しようとしたものであったことは明らかであろう。

第一に、1902年に成立した児童福祉諸法の対象範囲や対象年齢が狭く、それらの法の間で不統一であるという問題であった。例えば、児童保護法の対象は精神的・道徳的に問題のある養育をされている1歳から15歳までの子どもであり、1歳以下の乳児はその視野に収められていなかった。これに対し、社会的児童保護法により肉体的な虐待を受けている子どもも対象となり、さらに乳児を含め16歳以下の子どもまでに対象は広がった。里子の養育の監督も、里子養育法では、代償をとって子どもを養育している里親で7歳以下の子どものみしか対象ではなかった。しかし、社会的児童保護法により、里子の概念が拡大され、施設に収容されている子どもも含み、いわば自分の親や家族（あるいは後見人）の下で育てられている者以外の殆どすべての16歳以下の子どもを包摂するようになった。素行不良児の場合、例外的に18歳まで保護養育の対象となったが、こうして社会的ケアを含め、公的児童福祉のすべての領域で対象となるのは原則として16歳以下の子どもということとなった。

第二に、多様な子どものあり方に応じた社会の対応が求められた。婚外子に関しては1917年の婚外子法により父親の扶養義務などが明確となり、その地位の改善が図られたことが指摘できるであろう。そして社会的児童福祉法で目指されたことは、まさに子どもの資質や条件に応じた養育であった。例えば、保護養育や社会的ケアによって親もとから引き取られた（あるいは引き離された）子どもは、病気、障害、その他心身の欠陥さらには素行不良の程度によって、それぞれに対応した専門施設や里親に預け入れられることとなったのである。

第三に、基礎自治体において児童福祉を担う機関が分立し、その間の連携が欠如し、非効率性や不公正を生み出している問題である。これについては、児童福祉委員会に集権化することに解決が求められたと言える。

第四に、救貧から児童福祉の分離という問題である。基礎自治体における児童福祉行政を児童福祉委員会に集中したことは、児童福祉行政全体に子どもの養育という観点を行きわたらせるためであった。そして実態としても、社会的ケアの領域の確立は、従来救貧行政の下で対応されていた子どもの多くが児童福祉行政の下に移管されることを意味した。こうして救貧行政の対象として残されたのは、原則として親もとで育てられている子どものみということとなった。

第五に、官民協力体制の拡充である。基礎自治体では集権化された児童福祉委員会の組織の拡充が行われ、その下で特に都市でボランティア・システムの導入が進められることとなった。さらに、児童福祉委員会と自発的諸団体との協力関係が進展することとなる。県レベルでは、救貧コンサルタントが官民協力を推進する役割を与えられた。こうして、社会的児童福祉法により、官民協力はこのような公的な制度的な枠組みの下で進められることとなった。

第六に、児童福祉行政の全国的な統一性である。これについても、救貧コンサルタントとそれを統括する救貧監督官がそれを進展させる役割を担うこととなる。

これまでみたように、スウェーデンでは19世紀末から子どもの問題は社会問題として注目され、様々な取り組みがなされてきたのであるが、児童福祉会議はそれら全体を振り返り、課題を明確にする試みであった。社会的児童福祉法は、それらの課題すべてに解決の方向性を示して一応の決着をつけたスウェーデンの児童福祉政策史上の画期として把握できよう。さらにその画期性は、以下の三点からも言えるであろう。

第一に、児童福祉が社会の任務とされたことである。社会的児童福祉法では、社会は、家庭での子育てをアドバイスの付与や啓蒙活動によって支援する。その上でなお、貧困、子どもや本人の病気や障害などにより親が子どもを育てられる状況ではないと判断した場合、親の承認の下に子どもを引き取り（社会的ケア）、あるいは家庭での子育てが子どもの精神的・道徳的発達に害を与える、あるいは子どもが健康や生命の危険に晒されていると判断された場合、最終的には親の同意を得ずとも親もとから引き離して子どもを保護して（保護養育）、適切な養育・教育を施していくことが定められた。つまり、まず何より子どもを育てるのは親の責任であるが、社会はその子育てをサポートすると同時に、親が担えなくなってもそれに代って責任をもって育てていくことを任務とすることとなったのである²²²。このようにしてあらゆる子どもが適切な養育・教育を受けることを社会が保障しようとしたと考えられる。児童福祉会議で、J. ヴィデーンは、公的児童福祉の任務を「成長しつつある世代に、肉体的にも精神的にも健全な市民となることを保障するように肉体的・精神的養育を与えること」と見なしたが、社会的児童福祉法は、それを明確化し具体化したものだと言えよう。ただし、現実にはどれだけそれを実現できたのかは別の問題である。例えば、子どもを親もとから引き取っても、専門施設は十分に整備されているとは言えなかった²²³。また、救貧法改正委員会案では、一人親の下での子育てを経済的に支援することが盛り込まれていたのであるが、政府案や実現した社会的児童福祉

法は、経済的支援を児童福祉の枠組みから排除して道徳的・精神的支援に純化しようとしたため、家庭での子育てを経済的・物質的に援助する問題は残されたままになった。これは、貧困家庭でも自ら子育てをする場合は救貧行政の対象のままとされたこととあいまって、救貧から児童福祉の分離という観点から見ての社会的児童福祉法が抱えていた限界とも見なせよう²²⁴。

第二に、社会的児童福祉法における「子どもの権利」（あるいは「社会の義務」）の定立は、家族関係における家父長制的秩序・ジェンダー秩序の見直しと連動して成立したことである。婚外子法は婚外子の法的地位を改善するものであり、結婚・離婚法や婚姻法は結婚の自由化・平等化・個人化を促進するものであった。それにより、妻は家にあつて夫と対等な存在と位置づけられることとなったが、その動きは社会的児童福祉法を通じて親子関係にも及んだ。何より、子どもは単に生存を保障すればよいという存在ではなく、誰であっても適切な養育・教育を受けるべき存在であると位置づけられた。そして親の子に対する家父長権の行使には、様々な制約が課されることとなった。それは、保護養育に反映されるであろう。親の子育てが精神的・道徳的に問題がある場合のみならず、子どもの身体に危害を及ぼすような場合には、親の意思に関わらずに親から子どもが引き離されるようになったのである。これに関連して、体罰が、社会的児童福祉法第23条で、素行に問題がある子どもに対し、親もとから引き離す前に事態を改善する方策の一つであり、15歳以下の少年、12歳以下の少女に対してのみ許され、効果が見込まれない場合は回避すべき手段として位置づけられたことが注目される²²⁵。また、子どもの主体性の尊重は、保護養育で親からの引き離しの決定の際には、先述のように、15歳以上であればその意見を聞くこととされたことにも表れているであろう。ある程度成長すれば、子どもはもはや親に盲目的に従うべき存在ではないのである。

第三に、社会的児童福祉法は、1918年の救貧法と同様に、19世紀末以降進展した福祉供給主体の組織化の進展がもたらした成果であると見なせる。社会事業中央連盟の活動から生み出された救貧連盟がその成立を支え、その法律が目指したことの一つは、地域における官民協力体制の一層の拡充であった。また、1917年の婚外子法について歴史家ヘレーナ・ベリイマンは、慈善運動と女性運動の交点において成立したものだと捉えている（Bergman 2003, s.112）。そもそも慈善運動は早くから女性が進出してきた社会領域であった。既に19世紀前半に大衆窮乏化状況を背景に慈善団体が設立され始めた頃から、そうした事例に事欠かない。児童福祉団体についても同様なことが言えるであろう。地域の救貧行政にも19世紀末以後に救貧委員として参加するようになったが、救貧連盟は救貧行政のみならず児童福祉行政の領域においても女性の進出を促進してきたことはこれまで見てきたとおりである。女性運動とCSAや救貧連盟との関わりは、CSAの加盟団体に当時の女性運動の中心的な組織であるフレドリカ＝ブレイメル連盟（Fredrika-Bremer-Förbundet）や女性参政権全国連合（Landsföreningen för kvinnans politiska rösträtt）があったように、また、アグダ・モンテリウスやエミリア・ブルーメーをはじめ女性運動の中心人物であった者がCSAや救貧連盟でも活躍した例は枚挙にいとまがないことに示されよう。必ずしも女性運動団体は福祉の供給主体とは見なせないが、人的・組織的に密接に関わりあつて展開していた。両者とも19世紀初頭以来勃興を見た自発的結社の一つと

して分類されうるので、社会的児童福祉法の成立や家族関係における家父長制的秩序の見直しをもたらした慈善運動と女性運動の交錯を、このようなスウェーデンにおける自発的結社の歴史的展開との関連の中で位置づけていくことが今後の課題となるであろう²²⁶。

4) 社会的児童福祉法と救貧連盟の組織再編

社会的児童福祉法を、フォン・コックが恵まれぬ子どもにとっての「マグナ・カルタ」と見なしたように、救貧連盟は高く評価した²²⁷。6月に法律が成立するとすぐに、8月には全国の自治体議会議長に法文を印刷して配布し、各地で開催する会議やコースで新法を取り上げることとなった（ÅB 1924, s.17）。また、新法によって地域の児童福祉行政は一層拡充されることになったが、それに合わせて新たに50ほどの行政文書の書式を作成した。さらに、児童福祉委員会などで現場を担う人々を対象とし、福祉行政がどのように変わるかに重点を置いたラグナル・フォン・コックによる新法のコメントールも刊行した。そこには作成された書式も掲載された（ÅB 1925, s.14-17; von Koch, Ragnar 1944 [1925]）。その後、児童福祉委員会の委員向けに新しい児童福祉業務を担えるように実践的なコースを各地で展開することとなる（ÅB 1926, s.17; ÅB 1927, s.18）。このようにして新法の適用に際し、その内容を広く知らしめ、その理解を促し、行政の現場でスムーズにそれが適用されるように様々な活動が行われた。

一方、社会的児童福祉法は救貧連盟自体に大きな影響を及ぼした。組織再編を趣旨とする規約改正が、既にこの法律が成立する前の4月に執行委員会に提案されたのである。というのも、全国の自治体に児童福祉委員会の設置が義務づけられたので、児童福祉行政に携わる者が増大することが見込まれ、彼らを組織していかなばならない。また、活動領域を拡大した児童福祉委員会を中心として他の行政機関や民間団体などとの連携を進めていく必要性があった。さらに、児童福祉委員会に医師をメンバーとして加えることとなったように、児童福祉行政には特に医学的知識が一層重要となると予想される。そこで今後の活動において、スウェーデン医師会の小児科部門（pediatrisk sektionen av Svenska läkaresällskap）の協力を得ることとなった。それゆえ、児童福祉部門の拡充の一環としてこの新しい領域に対応した新しい部署を新設する必要がでてきた。このように新法がもたらす新たな状況を予想し、早急に組織再編することが求められたのである（AU 22/4 1924, §13; “Svenska fattigvårds- och barnavårdsförbundet. Sv. fattigvårdsförbundet omorganiseras. Verksamheten vidgas”, i: SFFT 1924:6, s.221-222）。ただちに理事会で協議され、執行委員会が医師会代表と協議の上で規約改正案を作成して10月の総会に提出されることとなった（Styrelse 25/4 1924, §12）。こうしてまとめられた規約改正案は、児童福祉執行委員会や執行委員会（BU 20/9 1924, §5; AU 6/10 1924, §8）で検討された後、総会で承認された（OM 25/10, §4）。その結果、翌年4月に新組織の設立会議が開催されることとなった（OM 27/4 1924）。以上のような経過により実施された組織再編の要点は以下の通りである。

第一に、組織名称がスウェーデン救貧連盟からスウェーデン救貧および児童福祉連盟（Svenska fattigvårds- och barnavårdsförbundet）に改称された。

第二に、改称に反映されるように、児童福祉のウエイトが高まって組織の二元構造が一層明

瞭となった。まず、これまで救貧連盟は、理事会に対して二つの執行委員会が配置される形で運営体制が組織されていたが、組織全体が救貧と児童福祉の二つの部門 (avdelning) に区分され、それぞれに理事会 (styrelse) を擁する構造となった。それに伴い、地域代表 (ombud) も救貧と児童福祉で区別されそれぞれ同数選任されることとなった。さらに、会員も救貧部門と児童福祉部門で別々のメンバー資格となった。もちろん児童福祉部門の設置には、新たに拡充された児童福祉委員会の委員を積極的に組織していくことが意図されていた。ちなみに年次活動報告書によれば、組織改編前の1925年度では会員は、自治体 (救貧委員会等) 800、団体加盟47、個人会員784、終身会員57であったが、改編後の26年度には救貧部門で、自治体救貧委員会920、児童福祉委員会7、ストックホルムからの個人及び団体の加盟237、それ以外の地域からの加盟 (個人および団体) 577、児童福祉部門では、児童福祉委員会571、救貧委員会6、ストックホルムからの個人及び団体の加盟138、それ以外の地域からの加盟 (個人および団体) 657であった (ÅB 1926, s.25)。こうして、これまで理事会・地域代表・会員資格は組織共通であったが、救貧と児童福祉の各部門で別箇に設けられるようになったわけである。それに対して、共通の部分としては、理事長や副理事長などの執行部と3年に1回開かれる総会などを残すのみとなった²²⁸。

第三に、児童福祉部門は、更に二つのセクションに区分されることとなった。すなわち、一般福祉セクション (allmänt sociala sektionen) と医学福祉セクション (medicinskt sociala sektionen) である。もちろん後者の存在は、医学的知識の必要性の高まりに対して、医師会との協力関係の下に積極的に対応しようとしたことを示す。前者は、児童福祉に関する啓蒙事務所を運営したり、新法によって増大した児童福祉行政の業務に対応できるように、児童福祉委員会の委員を対象にしたコースを各地で展開したりするなどの任務を負った。後者は、児童福祉に関する展示やデモンストレーション・コースを開催した。また、乳児保護運動団体 (mjölkdropparna) を母体としてそれを拡充することで児童福祉センター (barnavårdscentralen) を各地に開設する活動を推し進めることとなる。他方で、国家により児童福祉のコンサルタントも設置されることとなったので、救貧連盟の児童福祉コンサルタントは廃された²²⁹。

第四に、県レベルでの地域組織 (lokalavdelningen) の開設が認められたことである。1918年の救貧法や24年の社会的児童福祉法により、県は地域の救貧行政や児童福祉行政を監督する任務を与えられた。また、基礎自治体で担えぬ業務を引き受け、それとの分業体制の確立が目指されることとなり、その中で特に救貧や医療さらには児童福祉に関わる施設を整備し運営する役割が増していた。こうした状況を迎え、各基礎自治体が相互に協力して救貧行政や児童福祉行政を発展させていくうえでも、県という地域行政あるいは自治の単位は重要な戦略的な意味を持ったのである。それゆえ、救貧連盟は、地域で自発的に進んだ組織化の動きを促進すべく、県レベルでの地域組織を置くこととした。こうして最初の地域組織としてスコネ児童福祉連盟 (Skånska barnavårdsförbundet) が1925年11月25日に設立されることとなり、28年末までにブレーキング (Blekinge) とヴェルムランド (Värmland) にも設立された²³⁰。

7. おわりに

以上の様に、救貧連盟の活動の展開を、1918年の救貧法改正および24年の社会的児童福祉法の成立過程に焦点を置いて見てきた。最後にこの論文の締めくくりとして、この救貧連盟の諸活動の歴史的意義について以下の4点から検討しておくこととする。

第一に福祉国家の成立との関わりである。これまで見てきたように、救貧連盟は、救済は何より自助を促すためのものだと位置づけ、やみくもに眼前の貧民に手を差し伸べるのではなく、貧困の原因を突き止めて予防することを重視した。そして、自助を困難にして貧困に陥った原因として、病気、障害、老齢、障害、失業などに注目し、それぞれの原因に応じた制度的な対応を求めた。例えば、社会保険や失業対策などの一連の貧困予防策が構想された。社会保険は自助を促す制度であり、失業対策は失業者を一時的に救済して再度労働市場に復帰させるための制度であった。こうして社会にセーフティネットを張りめぐらし、人々が貧困に陥るのを予防しようとした。

また、救貧連盟が、救貧制度において目指したことは、「救済を受ける権利」の確立であった。それは、誰でもどこにいても困窮した際には同様の救済が受けられるということのみではなく、従来救済を受けることは救貧当局の後見権あるいは家父長権の下に入り、市民的な権利を失うことを意味したが、それを改め、救貧を受給しても一人前の市民として扱われることも意味した。そして貧民を再び経済的・社会的に自立させることを目指した。それゆえ、貧民一人一人に関して貧困の原因を突き止めた上で、それぞれの貧民の個性や環境に応じた対策を講ずることを重視した。

また、救貧連盟の活動は、救貧から児童福祉の分離を目指したように、救貧から様々な社会福祉の領域が分化していく画期をなした²³¹。そして児童福祉の領域でも、子ども一人一人の個性や状況を考慮した個別的な対応が重視された。それにより子どもが孤児であろうが母子家庭に生まれた場合であろうが、困窮家庭にあっても、病気や障害をもっていたとしても、如何なる子どもでも良き市民となるのに必要な養育・教育を受ける権利の実現が目指されたのである。

それゆえ、救貧連盟は、「救貧」から「防貧」への転換を唱え、救済を受ける権利の確立を前提とした社会保障体制の構築を目指したのであり、さらにこうした子どもの権利の実現を標榜したように、救貧にとどまらない様々な社会福祉領域の形成を導いたのである。「救貧」から「防貧」あるいは救済を受ける権利の確立を福祉国家の形成のメルクマールとすれば、まさに救貧連盟はスウェーデンにおける福祉国家の形成を主導した存在であったと言えよう²³²。

社会政策学者エーデバルクは、ナショナル・ミニマムを保障するのではなく所得補償原則（inkomstbortfallsprincip）に、貧民や労働者階級ではなく全国民を対象とした普遍主義に基づく社会保険をスウェーデン福祉国家体制の特質と把握した。そしてそうした制度的特質を国民年金（1913年）や労災保険（1916年）および同時期の疾病保険案の中に見出し、スウェーデン福祉国家の起源を1910年代に求めた（Edebalk 1996, s.104）。先に見たように、こうした国民年金案に対し、CSAや救貧連盟は、拠出に基づく保険部分よりもミーンズテストを伴い救貧に性格

が近い付加年金の比重が高いことを最大の問題として反対したのであった。エーデバルクは、このような国民年金推進派とCSAや救貧連盟を中心とする救貧一派（fattigvårdsfolket）との対立を、社会保険を中軸とした新たな社会保障制度を構築しようとした者と、救貧制度の近代化・人道化によって社会問題に対応しようとした者との対立と把握し、後者をいわば守旧派として捉えている（Edebalk 1996, s.81-82; Edebalk 1995, s.274-75）。確かに、救貧連盟を主導した人々は、国民年金につづき、疾病保険など様々な社会保険を成立させて社会保険を基軸とした社会保障制度を整備していくという発想には乏しかったと言える。しかし、これまで強調してきたように、彼らは決して社会保険制度そのものを否定したわけではなく、設立の契機となった救貧会議以来そのプログラムに重要な課題として位置づけていたことは指摘しておかねばならない。また、先に見たように、彼らにとって、国民の多くが日々の生活に追われている貧しい状況にあった当時のスウェーデンで、それらの層の抛出に基づきながら十分な額の給付を行う社会保険制度を構築することは不可能であり、社会保険によって救貧制度を代替する見込みなど全くなかったことも想起されるべきだと思われる。さらに、福祉国家を社会保険制度のみに注目して議論することは回避されるべきであろう。福祉国家の成立を問題にする際には、救済される権利の確立を前提とした生活保護制度や社会サービスの領域にも視点が注がれるべきだと考える²³³。全国民を対象とした社会保険体系を整備しながら、なお生存権の保障も覚束ない日本の現状から考えれば、その必要性が痛感される²³⁴。その点で言えば、救貧連盟は決して守旧派としてかたづけられる存在ではなく、それが果たした歴史的役割は再評価されるべきであろう。

第二に、社会における身分制的・家父長制的秩序との関わりである。救貧連盟が求めた救済を受ける権利は、救貧受給者に対して救貧当局がもつ後見権・家父長権の廃止を伴うものであった。救貧受給者が、救貧を受ける代わりに行動の自由や思想・信条の自由あるいはプライバシーといった市民的権利を失った「非市民」であったとすると、救貧連盟は救貧受給者の市民化を求めたのだと言えるであろう。さらに救貧連盟は、同様な意味で「非市民」であった浮浪者や犯罪者にも眼を向け、その市民化をも課題としていた。救貧連盟は出所者支援事業を展開し、救貧法改正委員会は1923年に浮浪者法の改正案を提出したのである。それに加えて、家族や雇用関係からこぼれ落ち、ともすれば「非市民」となるリスクを抱えた孤児、婚外子および未婚の母、失業者など境界に位置する社会グループを視野に入れ、その「非市民」化を防ぐことを重視した。例えば、孤児や婚外子および未婚の母などはその児童福祉活動の主要な対象であった。先に見たように、失業者と貧民を区別し、前者には失業対策を施して貧民となるのを妨げることが主張されていた。

このような救貧連盟が直面した社会の家父長制的秩序は、工業化以前から存続していたものだと考えられる。経済史家アルトウール・モントゴメリイ（Arthur Montgomery）によれば、家族や雇用関係からはみ出た貧民に対し、スウェーデンでは17世紀以来二つの法的制度的枠組みから対応がなされてきた（Montgomery 1951, s.37-39）。一つは公的救貧であり、もう一つは奉公強制や無保護者（försvarslös）取り締まりである。19世紀前半に大衆窮乏化状況に直面した際も、このような家族と雇用関係を軸として社会秩序を維持しようとしたと考えられる。

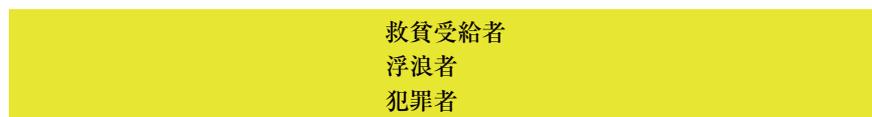
1734年の婚姻法は維持され、17世紀に初めて制定され奉公強制を含む家父長制的雇用関係法は1833年に改正されて存続した。これにより、家族か雇用関係にあって家父長か雇い主の家父長制的支配の下に服することがなければ、何らの法的権利も持たず保護もされない無保護者と見なされて犯罪者と同様のものとして取り締まりの対象となるか、1847年に制定された救貧法により救貧受給者として生き延びることを余儀なくされる恐れに晒されることとなった。家族や雇用関係に属す者は家父長か雇い主に従属する立場にあったが、市民的権利を行使することは可能であった。しかし、浮浪者や救貧受給者はそれができなかった（Montgomery 1951, s.55-62）。その後、1885年に浮浪者法ができて無保護者の規定はなくなって犯罪者と同一視されることはなくなったとはいえ、雇用を失い家族との絆を失えば浮浪者（lösdriveri）として取り締まりの対象となりうることに変わりはない。救貧連盟が直面した、このような20世紀初頭のスウェーデン社会の家父長制的秩序を図式化すると、次のようになるであろう。

図 20世紀初頭のスウェーデン社会概念図

市民



非市民（市民的権利を保障されない存在）



ここで注目すべきなのは、救貧連盟が推進した児童福祉活動は、社会的児童福祉法に見るような「子どもの権利」に帰結したのみならず、同時期の婚姻諸法の成立によって進んだ結婚の自由化・平等化・個人化と相互的に展開したことである。つまりその活動は、家族における家父長制的秩序を克服しようとする運動の一環であった。また、社会事業中央連盟が、労働組合の経済及び社会的発展における積極的意義を認め、労災や労働環境問題への取り組みの中で労使協調して問題を客観的かつ合理的に解決する道筋を模索していたことが想起すべきであろう。この動きは、企業パターナリズムにおいて労働組合を排除して使用者の専制的な支配を維持しようとする権威主義的パターナリズム（auktoritär patriarkalism）から労組を受容し労使協調の下で企業の一体性を確保しようとする教諭的パターナリズム（didaktisk patriarkalism）への

転換と連動していたと思われる²³⁵。雇用関係の中においても家父長制的秩序の見直しが行われていたものであり、救貧連盟は社会事業中央連盟を通じて間接的にこの動きに関わっていたと言える。それゆえ、救貧連盟は、救貧受給者・浮浪者・犯罪者の市民化に取り組み、孤児・婚外子・失業者などが「非市民」に没落するのを妨げるのみではなく、雇用関係や家族そのものにおける家父長制的秩序の見直しを推進するかあるいはそれに関与していたのである。このように本稿が扱った20世紀初頭にスウェーデン社会の様々な領域で家父長制的秩序の再編が行われたのであるが、救貧連盟はそうした再編を担った主要な主体の一つとして位置づけられよう²³⁶。

第三に、救貧連盟の諸活動は、19世紀末葉から展開した民間主導での福祉供給主体の組織化運動の一つの頂点として捉えられると考える。そうした組織化運動は、慈善調整協会に代表されるように、まずそれぞれの地域で進展したが、社会事業連盟により全国的な規模に広がり、救貧連盟によって全国の自治体（救貧委員会）をも本格的に巻き込む形となった。そのような動きは、第一の点で述べたこと以外にも、人的・組織的にスウェーデンにおける社会福祉国家の黎明を支えるものであったことが注目される。例えば、児童福祉員、国家救貧監督官などの制度は、それまでの救貧連盟の諸活動が前提となって設置されたものであるのである。救貧連盟の重鎮フォン・コックが初代の救貧監督官となったことも忘れてはならないであろう。社会における自発的諸力の組織化が国家の統治機構の拡充につながったのである。

それは社会庁・社会省といった中央官庁の整備のみにとどまらなかった。基礎自治体について言えば、その多くに救貧や児童福祉を扱う専門部署が欠如し、自治体議会議員が片手間に業務を行っていた状況から、専門部署の設置が義務づけられ、常勤の職員が配備されるようになった。こうした基礎自治体における行政機構の整備が進展する一方で、基礎自治体での行政の監督のみでなく、例えば医療機関や児童福祉諸施設などの整備に見られるように県やランスタングも救貧行政・児童福祉行政での特定の役割が与えられるようになる。1862年にランスタングが発足したが、当初その役割はなお未確定な部分が多かったことは先に述べた通りである（石原 2017, 70頁・注17）。こうした救貧行政・児童福祉行政の展開は、今日のランスタングと基礎自治体の間の分業関係のあり方を規定する大きな要因となったのだと言えよう²³⁷。

さらにそれに留まらず、1918年の救貧法や24年の社会的児童福祉法は、国家の側から官民協力体制を推進していく姿勢を示すものであった。国家救貧監督官や救貧コンサルタントは、それぞれの地域での官民協力体制を進展させていく役割を担った。救貧委員会や児童福祉委員会は、各基礎自治体における救貧や児童福祉の領域での官民協力体制の中心となっていく。このことが意味するのは、慈善調整協会や救貧連盟などの民間諸団体で発達した諸機能が公的組織に吸収されると同時に、福祉供給主体間の調整を行い、それらを組織していく上での主導権が、それらの諸団体から、地域においては自治体の救貧委員会や児童福祉委員会、全国規模においては救貧コンサルタントや国家救貧監督官さらには社会庁・社会省の手に移っていくことを意味したと思われる。国家救貧監督官の設置に伴い、救貧連盟で救貧コンサルタントが廃止されたのであり、社会庁は、国内外の社会福祉に関する情報を収集し、自ら調査を行い、福祉供給諸主体に知識情報を発信する機能を拡大していった。1920年より社会庁によって発行されるようになっ

た『社会庁救貧・児童福祉局報（Meddelanden från Kungl. Socialstyrelsens byrå för fattigvårds- och barnavårdsärenden m.m.）』誌は、1917年に刊行が停止した『社会時報』の機能の少なくとも一部を引き受けたものであったと思われる²³⁸。そして公的機関が拡充されていくにつれ、官民協力の中での民の比重が次第に減少していったと考えられる。例えば、当初ボランティアが多かった児童福祉員は、常に人員を確保する必要性に加えて専門知識や経験が求められていく中で、まもなく有給の職員のポストに転じていった²³⁹。

第四に、以上の点に加えて救貧連盟の諸活動の歴史的意義を明らかにするには、その後の展開から見ての歴史的限界を指摘しておくことが必要だと思われる。まずは、救貧連盟が課題としたのだが実現しなかったものがあることに留意すべきであろう。例えば、1923年に救貧法改正委員会は浮浪者法の改正を提案するが、議会で承認されなかった²⁴⁰。また、1918年の救貧法で「救済を受ける権利」、1924年の社会的児童福祉法で「子どもの権利（社会の任務）」が唱えられたわけだが、実際にはそこで掲げられた理念がそのまま実現したわけではなかった。児童福祉設備の整備が進まなかったことは先に言及したが、救貧施設についても同様である。1918年の救貧法で各基礎自治体に救貧施設（älderdomshem）の設置が義務づけられた。当初は新救貧法施行後10年を経過した1929年1月1日が期限であったが、設置は思うようには進展せず、特に資源に乏しい小規模な自治体で遅れた。それゆえ、その後、期限が1931年1月1日、さらには1934年1月1日と先延ばしにされ、1938年の時点でやっと16自治体（全体の自治体数の0.6%）のみが施設を欠如している状態に到達した（von Koch 1938, s.12）。しかし問題は、設備といったハードの側面に限らなかった。児童福祉で言えば、里親は登録制度であったが、里子の多くが届け出されておらず、登録されても別の里親の下に移った場合、新たに登録されないケースが多かった。さらに、児童施設（barnhem）に対する児童福祉委員会などによる監督もうまくいかなかった。1928年から社会庁は全国調査に乗り出したが、施設長（föreståndare）が完全な盲目であったなど一部の施設に重大な人員あるいは施設の欠陥が見つかった²⁴¹。

しかし何より問題にしなければならないのは「救済を受ける権利」あるいは「子どもの権利」の理念そのものの限界であろう。例えば、1919年に女性参政権が認められ、男女普通選挙権が実現したが、いくつかの条件に当てはまる者はそこから除外された。そうした欠格条項（rösträttsstrecken）の一つが救貧受給者であった。救貧連盟の中でも救貧受給者に積極的に選挙権を保証しようという意見は少なかったことは先述の通りである。救貧受給者に選挙権が認められるようになるのは、1945年のこととなる²⁴²。また、1938年に国家救貧監督官のフォン・コックは、どうにか全国各地に救貧施設の建設が普及し、施設設備の質的向上が成し遂げられた成果を誇り、かつては貧民のための施設であったが、料金を払ってわざわざ入所する者もあり、今や収容者の殆どが救出金を支払ってきた国民年金受給者であると述べている（von Koch 1938, s.13-14）。しかし、先に触れたように、救貧施設「老人の家」（älderdomshem）は、1918年の救貧法によって精神病患者や知的障害者、慢性病患者など特別な対応を必要としない者を収容する施設として位置づけられ、さらに1924年の社会的児童福祉法によって子どもの収容も原則として禁止されたのであるが、制度的にはなおそれら以外の雑多な貧民を収容した施設で

あった。しかも、1940年代の有名なイヴァル・ロー＝ヨハンソンによる告発でもわかるように、実際には精神病患者や知的障害者なども押し込められていた施設も存在したのである。しかし、ここでさらに留意すべきなのは、ロー＝ヨハンソンが問題にしたのが、そうした雑居が許されている状況のみではなく収容された老人が一人前の人間として扱われていなかったことである。老人たちは施設の中で規則によって行動を厳しく制限され、トランプをするのも煙草を吸うのも禁じられていた。とりわけロー＝ヨハンソンは、恋愛や性が禁止されていることを問題視した。つまり、仕事を退いた老人は、施設の中で、社会との接点も失い、半人前の存在として扱われ、思うままに行動できず、ごく自然な欲望の発露も禁じられていたのである。ロー＝ヨハンソンは、これに対し、老人も市民社会における「主体」として認められ、自己の人生のあり方を自ら選び取るべきであると主張した²⁴³。ここで、救貧連盟や救貧法改正委員会の中での議論を想起すべきであろう。彼らは、貧民の市民化を求めたのであるが、それと同時に、教育され社会の中での自立化を促される対象として捉えていた。そこには、自分たちは理性や専門知識をもって教えを垂れる存在であるのに対し、貧民はそれに従うべき劣った存在であるというパターンナリズムの姿勢が見て取れる。ロー＝ヨハンソンの批判の矛先は、まさにこうしたパターンリズムに向けられていたものであると考えられる。救貧連盟の追求した「市民化」の歴史的限界としてこの点は押さえられておくべきであろう²⁴⁴。

この時期の家父長制的秩序の克服あるいは家族関係の自由化・平等化・個人化についても、歴史的な限界が指摘できる。1920年の婚姻法に至る婚姻諸法の改正により実現したのは、家の一体性と結婚は対等な男女の愛情のみによって成立する自由な結びつきであるという理念の両立であった。それゆえ、そうした男女の結びつきによって結婚を経て形成された家族が法的に優遇され、それ以外の家族関係・男女関係はそのような法的保護の対象外とされることとなった。婚外子の相続権が認められなかったことはそのことを表すであろう。それに対し、特に第二次大戦後に進行したことは、結婚とそれ以外の家族関係の間での区別をなくすという意味での個人化であった。例えば、婚外子に嫡出子との間の法的平等化（1950年）や同等な相続権（1970年）が認められ、また、1971年に夫婦分離課税が導入され、1986年の事実婚法（sambolagen）により事実婚に法的地位が与えられた。さらに1994年のパートナーシップ法（partnerskapslagen）により同性婚への道が開かれたことも注目される²⁴⁵。20世紀初頭に進展した婚姻関係・親子関係の法的見なおしの歴史的意義は、こうした家族関係における家父長制的秩序やジェンダー秩序の長期的な変化の中に位置づけて検討されるべきだと思われる。これらの過程の具体的な検討は今後の課題としたい。

Abstract

Svenska fattigvårdsförbundet is known as the influential pressure group which had played an important role in establishment of the poor law of 1918. Its activities for child welfare have also attracted attention because of its remarkable contribution to the development of child welfare in Sweden. But man has not sufficiently scrutinized for which purposes this organization was established

or how and what kind of activities this organization had developed. In this article we try to grasp whole aspect of this organization through examining the problems this organization took and the activities that unfolded. In that way we want to elucidate which role Svenska fattigvårdsförbundet had played in the formation of the Swedish welfare state. First in this last part of this article we grasp how this organization participated in the establishment of the child welfare law of 1924. We also consider how it developed its activities through this process. And then we try to make a few remarks about historical significance of this organization's activities to conclude our discussion.

Keywords: Sweden, Svenska Fattigvårdsförbundet, Child Welfare, Children's rights, Gender Order, Patriarchy

- 185) 当初の予定では1917年の婚外子法成立以後の児童福祉をめぐる諸活動の展開を見ていくつもりであったため、第6節の題名を「救貧法改正後の展開」としていたが、1911年の児童福祉会議にも眼を向け、児童福祉諸立法や婚外子法との関わりで婚姻関係の諸法との関連を議論することとしたため、節の題名をこのように改めることとした。
- 186) この会議での議論は、救貧連盟により議事録（Förhandlingar 1911）の他、そこで打ち出された政策方針がRiktlinjer 1911としてまとめられた。
- 187) 北欧諸国間の法的同調化の背景には、言語的・地理的な近接性、カルマル同盟など共通の国家の下にあった経験、思想潮流としての文化的スカンジナビア主義が存在したことなどが指摘できよう。この時期の婚姻諸法をめぐる北欧間の法的同調化については、Bradley 1996, p.31; Melby et.al. 2006, s.7, 17-18, 62-63; von Eyben 1962, p.66-67, 69-71; Schmidt 1971, p.197-202.
- 188) 例えば、1911年の児童福祉会議でJ. ヴィデーンが提示した実現すべき事柄の一つに婚外子への父親からの相続権の付与があった。Förhandlingar 1911, s.23. 児童福祉会議全体の議論で定められた政策方針においても、そうした婚外子の法的権利の強化が望まれている。Riktlinjer 1911, s.23.
- 189) SFS 1917:376, 13§. 児童福祉員については、Lagberedningen 1915, s.136-139を参照。児童福祉委員会は、そもそも青少年の非行問題を背景に成立した1902年の児童保護法によって設立されたものであった。その対象は、養育に問題があって、子どもに精神的道徳的な悪影響を及ぼしている家庭であり、そこに介入して最終的には子どもを家族から引き離し保護する役割を与えられていた。児童福祉委員会の下に児童福祉員が設置されたのは、そうした問題のある家庭の典型として母子家庭があり、素行不良児となる可能性の高い存在として婚外子が考えられていたことがあった。Lagberedningen 1915, s.139-41.
- 190) ÅB 1918, s.13; "Samarbete mellan barnvårdsnämnderna", i: SFFT 1919:1.
- 191) Barnvårdsbyrå 1918, s.17; Tiselius, Ellen, "Barnvårdsbyrå i Stockholm 1908-1944", i: TBU 1945:4, s.118; Barkman, Lars, "Barnvårdsmanen. Ang. lagberedningens förslag till lag om barn utom äktenskap", i: Vårdarebladet 1916:3, 21-25.
- 192) "Instruktionskurs i Sigtuna för barnvårdsmän", i: Vårdarebladet 1919:4; "Instruktionskurs i Lund för barnvårdsmän", i: Vårdarebladet 1920:4.
- 193) Kugl. Maj: ts nådiga kungörelse angående föreskrifter om barnvårdsmans verksamhet och tillsynen därpå; given Stockholms slott den 23 november 1917.
- 194) 児童福祉員の活動と福祉国家やジェンダー秩序における歴史的な位置づけについては、Berggren 2003を参照。ストックホルムでの児童福祉員の活動の実態については、Nordlöf 1997を参照。
- 195) 例えば、Isberg, Hagbard, "Barnvårdsnämnd och barnvårdsmän": SFFT 1918:6.
- 196) 例えば、von Holstein 1918; Carlsson Wetterberg 2013を見よ。
- 197) SFS 1915:426, 1 Kap., 1-3§§; Lagberedningen 1913, s.105-10. 例えば、従来は、婚約の場合にも当

事者の持つ財産に婚姻財産権が適用される場合も存在したが、それがなくなったわけである。婚姻財産権については、本稿15頁を参照。ストックホルム式結婚については、とりあえず石原2017, 54-55頁を参照。

- 198) Lagberedningen 1913, s.374-85. 19世紀スウェーデンにおける離婚事情については、Jacobson 2001も参照。
- 199) 次に挙げた第5章と第6章を除く章別構成は、第1章「婚約」、第2章「結婚に対する障害」、第3章「結婚予告」、第4章「婚礼」、第7章「夫婦の債務」、第8章「結婚契約」、第9章「別居」、第10章「再婚」、第11章「離婚前別居と結婚の解消」、第12章「夫（妻）の死による婚姻の解消についての規定」、第13章「財産分割」、第14章「夫婦間調停」、第15章「法廷手続き」、第16章「一般規定」となっている。
- 200) 立法審議会議長のヴェストリングは、後見権を家の内部のみでなく外部に対して行使されると同時に、人に対してのみでなく物（財産）に対して発揮されるものとして捉えている。そのうち、家の内部で人および物に対して行使されるものを家父長権（husbondevälde）として位置づけている。Westring 1920, s.71-72.
- 201) それまでは明確な規定はなく、都市と農村でも考え方が異なっていた。Lagberedningen 1918, s.142.
- 202) この時に請願に及んだ団体は、フレドリカ・ブレーメル連盟（Fredrika-Bremer-förbundet）、女性参政権全国連盟（Landsföreningen för kvinnliga politiska rösträtt）、スウェーデン全国婦人連盟（Svenska kvinnornas nationalförbund）、社会民主主義女性中央執行委員会（Socialdemokratiska kvinnornas centralstyrelse）などであった。19世紀半ば以降、既婚女性に財産権を求める団体など、先駆的に女性団体が設立され始めた。しかし、歴史家シェル・エストベリイによれば、1880年代に最初の女性運動の勃興の波が生じ、次に20世紀に入って第二の波があった。そして第一次大戦末期にロシア革命などによりヨーロッパを襲った政治的急進化を背景に第三の波が起こる。最初の波はフレドリカ・ブレーメル連盟（Fredrika-Bremer-förbundet）の設立に代表されるが、女性運動は、自発的結社の伝統に従いつつ、文化急進主義の潮流と結びつきながら活動を開始した。ここでは男性も有力なメンバーであり、その援助を得つつ女性は公共の場への進出の足場を得て、その政治的・社会的影響力を拡大していった。第二の波において、「国民運動（folk rörelser）」、特に自由教会運動や禁酒運動と緊密な関係を築きつつ、それを組織形態や活動形態のモデルにして勢力を拡大した。この時期を代表するのが、1902年の女性参政権全国連盟の設立であろう。今世紀に入ると、次第に男性は組織の中心から排除されていくが、女性や女性団体のネットワークはより一層社会に広がっていった。そして後述の様に、第三の波により、参政権などこれまで目標としていた様々な課題を実現していくこととなる。Östberg 2004, s.145-53. 請願の時期は、第二の波と第三の波の中間点に位置づけられるであろう。特に第一の時期における女性運動における男性の役割の重要性についてはManns 2004を、女性選挙権運動に焦点を置いてこの時期の女性の公共の場への進出を描いたものとしてRönnbäck 2004を参照。「文化急進主義」「国民運動」については、とりあえず石原1996を見よ。

なお、第二の波の時期は1889年の社会民主党の成立を契機とした政治政党の勃興期であった。確かにフレドリカ・ブレーメル連盟は自由主義諸勢力との結びつきが強く、社会民主党や労組運動では女性の独自の団体形成に否定的であったため、社会民主党傘下の女性の公的な全国組織は1920年に初めて成立することとなったが、既に1907年より全国会議（kvinnokongressen）を開催し中央委員会を持っていた。これに対し、1896年に設立された全国婦人連盟は保守主義の色彩が強かった。しかし、女性運動の特徴として、政党の枠を超えて女性共通の問題に関して連帯する傾向が挙げられる。Östberg 2004, s.148-49. 女性参政権運動がその良い例である。Rönnbäck 2004, s.106-111; 142-44. この時の請願もその一例とみて良いであろう。

- 203) 婚姻財産権は、それまで夫婦共同の財産に対する権利という意味であった。それを夫が後見権の下に管理していたのである。1920年の婚姻法により、夫婦がそれぞれ所有し管理する私的財産でありながら同時に共同の財産という規定となったのである。Nordisk familjebok 1908, s.1140.

- 204) Lagberedningen 1918, s.172-81. 婚姻財産権の対象とならない夫婦それぞれの私的財産 (enskild egendom) としては、結婚財産契約 (äktenskapsförord) でそうと定めるもの。私的財産として夫婦どちらかが他方へ贈ったもの。私的財産にするとの条件で遺贈されたものなどが定められた。SFS 1920:405, 6 kap, 8 §.
- 205) von Holstein, Mathilda Staël, "Vår nya giftermålsbalk", i: Hertha 1920:5. イェルタ (Lars Johan Hierta 1801-72) は、アフトン・ブラーデット (Aftonbladet) 紙を中心に論陣を張った19世紀中葉の自由主義を代表する政治家の一人である。1827年から72年まで国会議員を務めたが、その間に女性の地位向上に関わる113の動議を提出した。特に既婚女性の所有権の確立や家父長の後見権の廃止を求めたことで知られる。Manns 2004, s.28-33. ちなみに、この時期のスウェーデンでは、この他にも女性の権利の進展があった。1919年に女性参政権が認められ、1923年の適材適所法 (behörighetslagen) により女性は国家公務員の任用において、軍・警察・教会関係を除き、男性と同等に扱われることとなったのである。適材適所法の法案を作成した委員会の委員長はエミリア・ブルーメー (Emilia Broomé 1886-1925) であり、委員会の主要なメンバーとしてマチルダ・ステール (Mathilda Staël von Holstein, 1876-1953) がいた。参政権、後見権の廃止、官吏任用の平等化は19世紀末以来の女性運動の悲願であり、この時期にそれらが実現したわけである。適材適所法の当時の女性運動における位置づけについては、Torstenson, Axianne, "Kvinnas behörighet till statsjänst. Utskottsrådet", i: Hertha 1923: 4-5を参照。ブルーメー (1866-1925) は、1904年から14年にかけてCSAの啓蒙事務所の所長を務め、女性参政権全国連合の中心的な立場にあった。マチルダ・ステールは、女性弁護士の草分け的存在であり、1902年にブルーメーが設立したストックホルムの女性参政権連盟 (Föreningen för kvinnans politiska rösträtt) の執行部など数々の女性運動団体の役員を務めていた。
- 206) Broomé 1919, s.6. 婚姻法が成立するに先立つ4月9日に、先述した請願を行った団体を中心に女性諸団体代表がストックホルムに集まり、法案可決を求めて会議を開催した。そこでは新しい婚姻法の意義を、後見権の廃止、夫婦間の子育てにおける平等の決定権、夫婦どちらかによる債務から家の利害が守られること、家事の家族を維持することへの貢献が認められたこと、夫婦それぞれの自立性も家族の利害の一体性も可能な限り充足されたことに求めている。"Opinioner för den nya giftermålsbalken", i: Hertha 1920:4. この時期の結婚・家族関係の自由化・個人化・平等化の歴史的限界については、「7. おわりに」で述べる。なお、婚姻法の法文は、明確に男性が稼ぎ主で、女性が家事・育児を行うという性別分業を規定しているわけではなく、稼得労働と家事との同等性を規定しているに過ぎない。それゆえ、女性が稼得労働に勤しんでも、男性が家事を行っても構わないわけである。歴史家カールソン・ヴェッテルベリイ等は、ここに見られる家族像を二人稼ぎ主モデル (a modified dual-breadwinner model; tvåförsörjarmodell) と呼んでいる。Carlsson Wetterberg 2003, p.270; Melby et al. 2006, s.23. このモデルの20世紀初頭における北歐共通の家族像としての位置づけについては、Melby et al. 2006, s.288-300. とはいえ、戦間期のミュルダール夫妻が『人口問題における危機 (Kris i befolkningsfrågan)』が、女性の子育てと就業の両立を問題にしたことように、女性の就業が積極的に位置づけられ、夫が就労して妻が家事・育児をするという性別分業自体の疑問視につながっていたわけではないことに留意すべきであろう。確かに当時の社会民主主義労働運動の中で性差を克服した完全なる男女平等を求める意見が貫徹できなかったように、この点は、当時の女性運動の限界とも見なしうる。Carlsson 1986. しかし、女性性の強調や性別分業の容認は、この時期の女性の権利の伸長にとり障害であったのみではなく、救貧連盟の中で、例えば、女性が救貧委員会や児童福祉委員会のメンバーに加わるべきだとの主張の根拠が女性性に求められたように、むしろ肯定的に作用したことは留意されるべきであろう。また、カールソン・ヴェッテルベリイ自身が指摘するように、女性性の強調や性別分業の容認は、保守主義の政治勢力を取り込みつつ、自由主義と社会民主主義の政治勢力が連帯して婚姻諸法の改革を推進する上で必要であった。Carlsson Wetterberg 2013, p.278-40. 旧来の家族像・

女性像を少しずつ解釈しなおすことが、男性が支配する公共の場や労働市場に女性が着実に進出していく上で武器となったのである。Hammar 2000, s.146-48; Rönnbäck 2000, s.170-71; Wikander 1994. 女性の権利の拡張と女性性の強調のこのような結びつきは、19世紀末から20世紀の初頭にかけてのジェンダー秩序の再編を特徴づけるものと捉えられるであろう。

- 207) この時期の北欧家族法の先進性については、例えば、Bradley 1996, p.13-19を見よ。さらに法学者ブラッドレイは、ここにみられる家族観の差が北欧諸国とイギリスなどとの福祉国家のあり方の差につながったと指摘している。Bradley 1996, p.19-28. 歴史家ベリィグレンおよびトレードゴードによれば、アメリカ、ドイツ、スウェーデンでは、国家、家族、個人間の相互関係に対するイメージが異なり、アメリカでは家族と個人が私的自由を守るために国家介入に対抗すると観念されるのであるが、ドイツでは、国家と家族が協力して家庭内の家父長制的秩序を維持する、つまり、国家と家族に個人が対峙する図式となる。これに対し、スウェーデンでは、国家が家族に介入して家父長制的秩序から個人の解放を進めると観念される。そして彼らは、スウェーデンにおけるそのような観念の歴史的起源を19世紀前半のイエイイエル (Erik Gustaf Geijer) やアルムクヴィスト (Carl Jonas Almqvist) など古ゲルマンの民主主義的社会を理想化したロマン主義思想に求めている。Berggren & Trägårdh 2006, s.69-76, 79-85. エスピン・アンデルセンの福祉レジーム論において、社会民主主義型福祉レジームの特質の一つに脱家族化が進んでいることが挙げられるが、これらの点から見ると、それが成立したことを戦間期以降の社会民主主義労働運動の役割のみに帰すことはできないであろう。
- 208) Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.12-13. 救貧法改正委員会の報告 (法案を含む) は、4部 (avdelning) 3巻からなる。第1巻は法案とその趣旨を説明した1部2部からなり、第2巻 (3部) [Betänkande 1921, Del 2] は、スウェーデンの児童福祉に関する統計情報を集成したものである。第3巻 (4部) [Betänkande 1921, Del 3] は、北欧諸国を中心とした海外での児童福祉立法の状況を概観している。
- なお法案が出されるまでの間、委員7名の内2名が交替した。1910年にO.Bolinが死亡したため、代わりにカロリンスカ医科大学 (Karolinska institutet) 教授のI.ユンデル (Isak Jundell) が就任した。また、1916年にE.パウリに代わりCSAの救貧問題調査委員会の発行したパンフレットシリーズの中で児童福祉の巻を執筆し、経済学者エリ・ヘックシャーの妻であるE.ヴェストベリィ (Ebba Westberg) が委員となった。両者とも救貧連盟の有力メンバーである。
- 209) 1924年に提出された政府案の付帯資料2は意見書の要約である。Bilaga 2. Sammandrag av yttranden över fattigvårdslagstiftningskommitténs förslag till lag om den offentliga barnavården m.fl. författningar, i: K.proposition 1924.
- 210) R.von Koch 1945, s.19-21. この社会的児童福祉法についてのコメンタールの著者ラグナール・フォン・コックは当時最高裁判所調査官 (revisionssekreterare) であり、救貧連盟や社会事業中央連盟で活躍したフォン・コック (Gerhard Halfred von Koch) の弟であった。1917年から22年まで内務省の法務局長 (byråchef för lagärenden) も兼任し、救貧法の政府案作成にも関わった。この時も政府が救貧法改正委員会の提出した法案を検討するに当たって招集した専門家の中の中心人物であった。法案提出から政府案の作成までの経緯については、政府案を見よ。K.proposition 1924, s.39-75.
- 211) Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.28-41. 救貧法改正委員会の議論では、集権化により民間の自発的団体との協力が容易となることも強調されている。Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.39.
- 212) K.proposition 1924, s.112-116; Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.77-90. 「社会的ケア」の概念は、救貧法改正委員会案にはまだ使用されていないが、付表に見るように、実質的には法案第6章がそれにあたる部分を扱っている。Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.166-182.
- 213) ただし、緊急を要する場合は、両親の同意がなくとも、引き離しを実施しえた (25§, 3 mom.).
- 214) 保護養育における親もとから引き離すまでの手続きについては、K.proposition 1924, s.114-128; Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.183-217を参照。

- 215) 後に触れるように、一度里子に出されたり、施設に収容されたりしても、そこでの養育に問題があれば里親や施設から引き離されて、再び保護養育あるいは社会的ケアの対象として新たに別の里親に預けられるか別の施設収容に収容されることとなる。54§。
- 216) 43§, 4 mom. 引き離された（引き取られた）子どもを児童福祉委員会が分類して適切に対応していくプロセスについては、K.proposition 1924, s.134-140を参照。
- 217) 後述のように、児童福祉委員会は、児童施設については、何か問題があることを認識した場合、調査する権限を持ち（53§）、その結果次第では、施設に改善を要請あるいは指導し（54§）、それでも十分に改善が見られない時には県に通告することとなった（59§, 1-2 mom.）。
- 218) 更生施設についても、1945年の法改正で児童福祉委員会の監督権が定められ、県は児童福祉委員会の通告によって方策を施すこととなる。つまり、児童福祉委員会は、自治体内のすべての児童福祉施設に対する監督権を持つこととなっていった。Ragnar von Koch 1945 (1925), s.183-184。
- 219) それゆえ、ここでの里親には基本的に児童福祉施設の責任者が含まれることとなる。一方、この里子の概念には、後見人として義理の父母や親類の下で育てられている子どもは、純粋な親子関係に準ずるものとして見なされ、含まれない。K.proposition 1924, s.167-68。これに対し、救貧法改正委員会案では、同様に里子の概念の拡大を主張しているが、児童施設収容の子どもはそれに含まれていない。Betänkande 1921, s.289-90。
- 220) 許可制をめぐっては、救貧法改正委員会内でも政府案作成過程でも多くの議論がなされたことが窺える。里親の養育をコントロールする手段としての有効性は認められたものの、自発的に行動しようとする個人の自由を制限する、導入されると里親のなり手がなくなる、里親がより高い代償を要求するようになる、行政負担が増大するといった反対意見が強力であったのである。Betänkande 1921, s.284-88; K.proposition 1924, s.167-70。
- 221) 例えば、1919年に社会保険調査委員会（socialförsäkringskommittén）が提出した強制疾病保険案が実現しなかった要因の一つには、戦後不況があったと指摘される。Edebalk 1996, s.54-59。歴史家ロディ・ニルソンは、不況や政権交代が著しく政治的な不安定さに悩まされた1920年代を社会政策の停滞期と捉えるが、その中の例外として1924年に成立した社会的児童福祉法を位置づけている。Nilsson 2003, s.272-74。なお、国家救貧監督官のフォン・コックをはじめ、救貧コンサルタントには児童福祉の領域でも経験豊かな人材が揃っていたことも、このような決断がなされた背景にあると思われる。救貧から児童福祉への分離が叫ばれたのであったが、それまで未分離であったためにむしろ兼任を可能とする条件が存在したものと考えられる。
- 222) 政府案においては、児童福祉の対象範囲を、ドイツでいう“Jugendfürsorge”のみではなく“Jugendpflege”，つまり肉体的・精神的あるいは道徳的に欠陥のある者のみでなくごく普通の正常な子どもも対象とするが、「親の責任（den enskildes föräldraansvar）」の領域には及ばないとしている。K.proposition 1924, s.40。
- 223) 19世紀末より心身障害者や精神病患者などに対するケアや施設に著しい発展がみられたが、なお同時期には施設の不足などの問題が指摘されていた。同時期の状況については、例えば、Petrén 1925を参照。
- 224) 1935年の多子家族への政府補助、1947年の児童手当法の成立などのように、子育てへの経済的支援は、1930年代以降に進展した。
- 225) 体罰については同様に救貧法改正委員会案の中でも議論されている。Betänkande 1921, Del 1, Avd.2, s.195-96。体罰の容認の根拠となったのは、婚姻法と同時に制定された嫡出子法第4条で、親の養育義務と同時に体罰権（tuktorätt）が定められていたことであった。ただし、この法律の制定の際も、「体罰は正当であるためには、常に養育の目的に役立つものであり、それゆえ、子どもの年齢、個性その他の状況に応じたものであらねばならない」（Lagberedningen 1918, s.431）と議論されていたことが留意されるべきであろう。立法審議会がこの法の制定を主導したヴェストリングによる条項の解釈も、親による体罰権の行使は同様の制限の下でのみ許容されるとして

いる。Westring 1920, s.342-43. そもそも1833年に制定された家父長制的雇用関係法 (legostadgan för husbönder och tjasntehjon) においては、奉公人に対し主人が体罰を行う権利が認められていたが、1858年に成人の奉公人に対し、1920年には未成年の奉公人に対しそれを行うことが禁止された。学校でも教師の体罰禁止は、この時期にまず中等教育機関で開始された。例えば、高等学校 (löroverk) のない都市や農村に設立された高等国民学校 (högre folkskolan) では18年に、高等学校では28年に禁止された。とはいえ、初等義務教育を含め全面的に禁止されるのは、1958年のこととなる。家庭での親の体罰は、74年にやっと全面禁止となった。Vanvård 2009, s.99-102. 20世紀初頭は、社会の様々な領域で当然視されていた体罰のあり方に対する見直しが本格的に開始された時期と捉えられると思われる。

なお婚姻諸法と同様に、当時、他の北欧諸国でも児童福祉についての同様の改革が進展していた。例えば、先述したように北欧児童福祉会議が開催されていたように、この動きは相互に影響を与えつつ展開していたことが注目される。この時期北欧諸国で相次いで児童福祉立法が成立したが、それらは欧米諸国の中で先端を行くものであった。社会学者イェーラン・セルボーンは、子どもと親の関係 (平等性)、婚外子の位置づけ、家族に対する子どもの自律性などから子どもの権利の進展を把握し、20世紀初頭に北欧でまずそれが進展し、イギリスやコモン・ロー諸国が続き、最後にカトリック (ローマ法) 諸国で開始されたこと、しかし60年代末から80年代にかけて次の段階の権利の進展がほぼ同時に進んだことを指摘している。Therborn 1993. 今日に至るまでの北欧児童福祉会議の開催や北欧での相互的な児童福祉立法の展開については、Det nordiska barnet 2011; Den sociala barnvården 2011を参照。

- 226) 文化急進主義や「国民運動」との関連については、本校44頁注202で触れた。
- 227) 社会的児童福祉法に関する救貧連盟の評価については、Widén, Johan, “Den nya barnvårdslagens syftemål och medlen för dess ernående. Några synpunkter”, i: TBU 1925:1; von Koch, H.G., “En barnvän”, i: TBU 1925:1.
- 228) 救貧連盟の二つの機関誌、すなわち、『救貧連盟時報 (Svenska fattigvårdsförbundets Tidskrift)』と『救貧従事者雑誌 (Vårdarebladet)』も、組織再編を契機に『救貧および扶助活動時報 (Tidskrift för fattigvård och annan hjälpverksamhet)』『児童福祉および青少年保護時報 (Tidskrift för barnvård och ungdomsskydd)』に改名された。
- 229) BU 12/12 1924, §3. なお、乳児の子育てを支援する団体の活動や児童福祉センターは、1930年代末から基礎自治体に移管が進み、児童福祉センターは地域における乳幼児に対する保健サービスのセンターとして機能するようになって今日に至る。Broman 1938.
- 230) ÅB 1926, s.4; ÅB 1929, s.4. このような地域組織の位置づけについては、“Bildandet av lokalavdelningar av Svenska fattigvårds- och barnvårdsförbundet”, i: TFAH 1927:3を見よ。スコーネ児童福祉連盟については、“Om konstitueringen av en barnvårdsavdelning i Skåne”, i: TBU 1927:1を参照。
- 231) 障害者福祉についても同時期に成立してきたと考えられる。19世紀末から専門施設や教育機関が設立され始め、1918年に政府によって選任された専門委員会によって20年に障害者福祉のさらなる発展のための方針案が提出された。Betänkande 1920. なお、社会的児童福祉法の成立を契機に、救貧連盟は、救貧および児童福祉連盟に改称したが、さらに1948年にスウェーデン社会福祉連盟 (Svenska socialvårdsförbundet) と名を改めることとなる。「社会福祉 (socialvård)」の語は、1937年にそれまでそれぞれの領域で別々に展開してきた救貧、社会サービス、社会保険を包括した社会保障制度全体を改めて体系化することを任務とした社会福祉委員会 (socialvårdskommittén) が政府に選任されたことに反映されるように、同時期に社会保障政策全体を表す語として普及してきたものである。石原 2018, 58頁注168で触れたように、この1940年代末は、社会保険制度が拡充され、人口に対する救貧受給者の割合が顕著に減少し始めた時期であった。このように救貧制度の相対的役割が縮小し、高齢者福祉や障害者福祉など様々な福祉の領域が確立してきたことにより、もはや救貧と児童福祉で社会福祉の領域全体を代表することはできなくなったのであ

- る。救貧連盟の改称の背景にあった様々な社会福祉の領域の生成は、そうしたその後の発展を形作る前段階の状況として位置づけられるべきであろう。「社会福祉」の語については、Svenskt socialt lexikon 1949, s.495を。1948年の改称については、“Förbundsmöte. Förslag till omorganisation av SFBF”, i: TFAH 1947:6; “Svenska socialvårdsförbundet”, i: TFAH 1948:1; ÅB 1948, s.8-9を参照。社会福祉委員会については別稿を予定しているが、とりあえず、“Kommité tillsatt för den stora socialvårdsutredningen”, i: TFAH 1938:1を参照。
- 232) この点に関連して、近代社会政策形成のメルクマールとして救貧から防貧への転換を重視した研究として玉井 1992が、韓国における福祉国家成立を最低生活保障制度の確立に求めた研究として金 2016が参照されるべきであろう。
- 233) 社会政策学者ハンス・スヴェドは、1918年の救貧法における救済される権利の確立の重要性に注目している。Swärd 2013, s.159-60.
- 234) 例えば、生活保護の実態を扱った文献として、稲葉 2013がある。
- 235) CSAと労働組合運動あるいは労使関係に関わる活動については、とりあえず石原 2012b, 261-62頁を、企業パターンリズムにおける権威主義的パターンリズムから教諭的パターンリズムへの転換については、Ericsson, et.al, 2015, s.174-75, 195-221; 石原 2016, 76-81頁を参照。
- 236) 森 1988（特に第3章及び第4章）は、18から19世紀のイギリスにおいて、雇用関係・夫婦関係・親子関係の間の同型性とそれらの間の相互関係の変容を分析している。社会を構成する家父長制的関係の構造とその変化は、各国社会の構造と動態を比較する一つの視座を提供しようとする。
- 237) 戦間期に基礎自治体やランスティング（地方自治）の行政機構が整備されてくる主要な契機として、社会福祉や医療の領域での役割の強化があったことについては、例えば、150 år av självstyrelse 2013, s.164-69, 446, 457-60を参照。その後、1937年に選任された社会福祉委員会が、基礎自治体がそれぞれ十分に自己の地域の福祉を担えるように行政単位の拡大を構想したように、基礎自治体の福祉行政拡充の必要性が自治体合併を進める重要な契機となっていく。Socialvårdskommitténs betänkande 1942.
- 238) 例えば、その第1号では救貧施設職員の年金制度、精神病者・知的障害者のケアの費用負担など、第2号では新救貧法における在宅救済の規定、第3号では児童福祉員の任用が扱われているように、救貧や児童福祉行政を現場で担っている者に必要な制度的知識や、第4号で救貧委員会と他の行政機関や民間団体との協力のあり方についての事例の紹介がなされているように地域や施設での個別の取り組みなど参考事例が扱われている。Meddelanden 1920: 1-4.
- 239) von Koch 1938, s.22; Bergman 2003, s.152-66。このような福祉供給主体の組織化の主導権が民間から国家および地方自治体に移っていく状況は、1937年の社会登録（Socialregistret）制度の発足にも見てとれる。社会登録制度は、基礎自治体ごとに、公的機関のみならず民間団体から何らかの援助を受けた各個人が、いつどれだけのどのような援助を如何なる理由で受けたかの情報をすべて収集して把握しようとした試みである。“Socialregistret”, i: TFAH 1936:4。この制度は、地域における福祉供給主体が互いに協力して、限られた資源を最大限に活用して福祉ニーズに対応するため、ストックホルムの慈善調整協会が1907年に設置した登録事務所の試みを、国家が中心となって全国に適用したものと捉えることができるであろう。登録事務所については、石原 2012a, 77-79頁を参照。
- 240) 救貧法改正委員会は、浮浪者を恣意的な取り扱いになりがちな行政手続きではなくきちんと裁判を通じて対応することや、売春婦などを浮浪者と区別することを主内容とした浮浪者法案を提出したが、実現しなかった。Betänkande 1923。その後、改正が何度も試みられ、犯罪視して取り締まることよりも、保護してリハビリすることが重視されるようになったが、法律そのものは存続し続けた。1885年に成立した浮浪者法はやっと1965年に廃止され、社会的脅威となる反社会分子法（lagen om samhällsfarlig asocialitet）に取って代われ、最終的には82年の社会サービス法（socialtjänstlagen）の中に吸収されることとなる。歴史家エドマンによれば、その間、何を「浮浪者」と呼び、それをどう扱うかは変化していた。「浮浪者」の語は、社会のあり方が変化する

- に従い、「リスペクタブルな市民」の範囲とそれ以外との間の境界を示す概念として更新され存続しつづけたのである。「浮浪者」は、周辺から同時期の市民社会のあり様を映し出す存在として注目されるべきであろう。Edman 2008. 救貧法改正委員会の法案提出以降の浮浪者法の歴史的展開については、Trolle Önnersfors 2001, s.39-46を参照。
- 241) von Koch 1938, s.34, 31. なお、里子や児童施設に収容された子どもに対する虐待は、2006年に選任された政府調査委員会の報告によって実態が明らかになり、むしろ近年になって強制避妊問題と同様に福祉国家の繁栄に対する影の部分として社会問題化された。それゆえこの問題は、実際には第二次大戦後にも存続していたわけである。Vanvård 2011; Kanger 2014; Arvidsson 2016.
- 242) 男女普通選挙権が実現しても、欠格条項により選挙権から排除された者として、兵役に就けなかった（就かない）者、納税義務を果たさない者（破産者・救貧受給者）、知的能力に劣る者、犯罪者がいた。Berg, Annica et.al 2018.
- 243) 石原 2006, 279-80頁; Lo-Johansson 1949, s.17, 34-35を参照。
- 244) こうした主体性の強調は、1983年の社会サービス法の成立につながっていく一つの要因と考えられる。この法律は社会サービス全体を対象としてそのあり方を規定した枠組法で、それまでの児童福祉、高齢者福祉、禁酒立法、障害者福祉、社会扶助（socialhjälp：救貧制度の更新）などを扱った諸立法を包摂したものである。従来の権威主義的・抑圧的な社会サービスから自発性や共同決定に基づくものへの転換を意図した。直接的には、1960年代から顕著となった社会の官僚制化を問題として福祉国家批判を展開した政治的急進化を背景に成立した。しかし、福祉の個別の領域を見ると、それ以前から主体性や自己決定の重要性が強調されるようになっていた。高齢者福祉においては、ロー＝ヨハンソンの告発以来、そのような議論は展開されていた。児童福祉でも、子どもの主体性の重視は、既に社会的児童福祉法に代わって1960年に制定された社会的児童および青少年福祉法（lag om samhällets vård av barn och ungdom）に見てとれる。その背景には、1930年代以後、心理学の観点が押し出され、子どもの人格や個性のあり方に関心が集まるようになったことが挙げられるであろう。救貧連盟や救貧法改正委員会の中の議論では、子どもは規律化の対象であり、まっとうな市民になるよう教育することが課題とされていたが、同法では、素行不良（vanart）の概念が消えたことが注目される。子どもの問題は、道徳の問題から科学（心理学）の問題として語られるようになったのである。こうした子どもに対する眼差しの変化が、なお形を変えて存在した親の子どもに対する家父長制的支配関係の見直しを促したと考えられる。それゆえ、社会サービス法は、そうした様々な歴史的潮流の合力によって成立したものと見ていくべきであろう。また、いずれにしろそれらの潮流は、1920年代初頭までに救貧連盟などによって形成されてきた社会保障体制を批判的に克服する中で生じてきたと捉えられるであろう。社会サービス法の成立過程についてはPettersson 2011, kap.6-25を、高齢者福祉についてはJönson 2002, s.64-89を、児童福祉についてはBarnen och välfärdspolitik 2011, s.173-79; Lundström 1993, s.66-79; Runcis 2007, s.227-239を参照。
- 245) こうしたスウェーデンにおける国家からの支援の下に進んだ家族からの個人の自立については、Berggren & Trägårdh 2006; 善積 2002を参照。

参 考 文 献

文書館史料)

Svenska fattigvårdsförbundets (Svenska socialvårdsförbundets) arkiv: Riksarkivet

A: Protokoll

A1a Styrelsens protokoll [Styrelse] (以下、本文中の略号は〔 〕で表す)

A2a Arbetsutskottets protokoll [AU]

A2b Barnavårdsutskottets protokoll [BU]

B: Konzept

B1:2 Årsberättelser [ÅB]

同時代文献

救貧連盟発行文献

Edling, Holdo, *Barn utom äktenskap, adoption m.m.: lagarna den 14 juni 1917 jämte tillhörande författningar med förklaringar, hänvisningar, formulär, sakregister m.m. på framställning av Svenska fattigvårdsförbundet*, Stockholm 1918.

[Förhandlingar 1911] *Förhandlingarna vid Svenska fattigvårdsförbundets första barnavårdsmöte i Stockholm den 28-31 mars 1911*, utgivna av Svenska fattigvårdsförbundet genom Fredrik Sebardt, Stockholm 1911.

[Förhandlingar 1921] *Förhandlingarna vid konferensen för behandling av förslaget till lag om den offentliga barnavården i Stockholm den 26-27 oktober 1921*, utgivna av Svenska fattigvårdsförbundet genom Lars Barkman, Stockholm 1921.

Linders, Jacob, *Lag om fattigvården den 14 juni 1918 och andra författningar, som beröra fattigvårdsstyrelsernas verksamhet med förklaringar, hänvisningar och sakregister*, Stockholm 1918.

Riktlinjer för vår offentliga barnavård. Förhandlingarna vid SFFs första barnavårdsmöte i Stockholm den 28-31 mars 1911, Stockholm 1911.

von Koch, Ragnar, *Samhällets barnavård: lagen den 6 juni 1924 jämte andra författningar, som beröra barnavårdsnämndernas verksamhet med inledning, förklaringar, hänvisningar och sakregister*, Fjärde uppl. Stockholm 1945 (Första uppl. 1925).

雑誌

Hertha

Meddelanden från Kungl. Socialdepartementets byrå för fattigvårds- och barnavårdsärenden [Meddelanden]

Social tidskrift

Svenska fattigvårdsförbundets tidskrift [SFFT]

Tidskrift för barnavård och ungdomsskydd [TBU]

Tidskrift för fattigvård och annan hjälpverksamhet [TFAH]

Vårdarebladet

法案

[Lagberedningen 1913] *Lagberedningens förslag till revision av giftermålsbalken och vissa delar av ärvbalken I, Förslag till lag om äktenskaps ingående och upplösning m.m.*, Stockholm 1913.

[Lagberedningen 1915] *Lagberedningens förslag till revision av giftermålsbalken och vissa delar av ärvbalken III, Förslag till lag om barn utom äktenskap m.m.*, Stockholm 1915.

[Lagberedningen 1918] *Lagberedningens förslag till revision av giftermålsbalken och vissa delar av ärvbalken IV, Förslag till giftermålsbalk m.m.*, Stockholm 1918.

[Betänkande 1921, Del 1] *Fattigvårdslagstiftningskommitténs betänkanden IX, Barnavårdslagstiftningen, Del 1, Förslag till lag om den offentliga barnavården m.fl. författningar*, Stockholm 1921.

[Betänkande 1921 Del 2] *Fattigvårdslagstiftningskommitténs betänkanden IX, Barnavårdslagstiftningen, Del 2, Statistiska undersökningar rörande den offentliga barnavården i Sverige*, Stockholm 1921.

[Betänkande 1921, Del 3] *Fattigvårdslagstiftningskommitténs betänkanden IX, Barnavårdslagstiftningen, Del 3, Redogörelse för barnavårdslagstiftning i Danmark, Norge och Finland*, Stockholm 1921.

[Betänkande 1923] *Fattigvårdslagstiftningskommitténs betänkanden Del V, Förslag till lag om lösdrivares behandling m. fl. författningar*, Stockholm 1923.

議会関係

[K.proposition 1924] Kungl.Maj:ts proposition till riksdagen med förslag till lag om samhällets barnavård m.m.; med given Stockholms slott den 19 mars 1924 (Kungl.Maj:ts proposition Nr.150), i: *Bihang till riksdagens protokoll 1924*, 1 saml. 112 häfte.

その他

Barnavårdsbyrån i Stockholm. Berättelse öfver verksamheten 1908-1917, Stockholm 1918.

[Betänkande 1920] *Betänkande angående riktlinjerna för vanförevårdens vidare utveckling. Avgivet den 26 mars 1920. Av tillkallade sakkunniga*, Stockholm 1920.

Broman, Birger, *Barnavårdscentralernas uppkomst och utveckling i Sverige*, Göteborg 1938.

Broomé, Emilia, *Hustruns ställning enligt förslaget till ny giftermålsbalk*. Kort redogörelse, utgivna av Landsföreningen för kvinnans politiska rösträtt, Stockholm 1919.

Lo-Johansson, *Ålderdom*, Stockholm 1949. (ロー＝ヨハンソン, イーヴァル 『スウェーデン：高齢者福祉改革の原点 ルポルタージュからの問題提起』 [西下彰俊他編訳] 新評論 2013年)

Petrén, Alfred, "Vård av abnormal", i; *Social Handbok. Översikt av offentligt och enskilt samhällsarbete i Sverige*, Utgiven av Centralförbundet för socialt arbete, Stockholm 1925.

Socialvårdskommitténs betänkande VI: Utredning och förslag angående Socialvårdens organisation m.m., Stockholm 1942.

Torstenson, Axianne, "Kvinnas behörighet till statstjänst. Utskottsrådet", i: *Hertha* 1923: 4-5.

von Holstein, Mathilda Staël, "Vår nya giftermålsbalk", i: *Hertha* 1920:5.

von Koch, G.H., *Fattigvård och barnavård 1919-1937*. Översikt, Kunglig. Socialstyrelsen 1938.

Westring, Hjarmer, *Den nya giftermålsbalken jämte dithörande författningar med förklaringar*, Stockholm 1920.

法令)

[SFS] Svenska författningssamling

結婚・離婚法：Lag om äktenskaps ingående och upplösning; given Stockholms slott den 12 november 1915, i: *Svenska författningssamling* 1915:426.

婚外子法：Lag om barn utom äktenskap; given Stockholms slott den 14 juni 1917, i: *Svenska författningssamling* 1917:376.

婚姻法：Giftermålsbalk; given Stockholms slott den 11 juni 1920, i: *Svenska författningssamling* 1920:405.

嫡出子法：Lag om barn i äktenskap; given Stockholms slott den 11 juni 1920, i: *Svenska författningssamling* 1920:407.

社会的児童福祉法：Lag om samhällets barnavård; given Stockholms slott den 6 juni 1924, i: *Svenska författningssamling* 1924:361.

二次文献)

Arvidsson, Malin, *Att ersätta det oersättliga. Statlig gottgörelse för ofrivillig sterilisering och vanvård av omhändertagna barn*, Örebro 2016.

Barnen och välfärdspolitiken. Nordiska barndomar 1900-2000, Stockholm 2011.

Berg, Annika, Ericsson, Martin, & Sundevall, Fia, "Rösträtt för alla? Begränsningar i rösträtten efter 1921", i: Holgesson, Ulrika & Wängnerud, Lena red., *Rösträttens århundrade. Kampen, utveckling och framtiden för demokratin i Sverige*, Stockholm 2018.

Berggren, Helena, *Att fostra till föräldraskap. Barnavårdsmän, genuspolitik och välfärdsstat 1900-1950*, Stockholm 2003.

Berggren, Henrik & Trädgårdh, Lars, *Är svensken människa? Gemenskap och oberoende i det moderna Sverige*,

- Stockholm 2006.
- Bradley, David, *Family Law and Political Culture. Scandinavian Law in Comparative Perspective*, London 1996.
- Broman, Birger, *Barnvårdscentralernas uppkomst och utveckling i Sverige*, Stockholm 1938.
- Carlsson, Christina, *Kvinnosyn och kvinnopolitik. En studie av svensk socialdemokrati 1880-1910*, Lund 1986.
- Carlsson Wetterberg, Christina, "Gender Equality and the Welfare State. Debates on Marriage Law Reform in Sweden at the Beginning of the 20th Century", in: Meder, Mecke eds., *Family Law in Early Women's Rights Debates. Western Europe and the United States in the 19th and early 20th Centuries*, Köln 2013. (クリスティーナ・カールソン・ヴェッテルベリイ「ジェンダー間の平等と福祉国家：20世紀初頭スウェーデンにおける婚姻法をめぐる議論」[石原俊時訳], Discussion Paper, CIRJE-J-251, 2013)
- "Den sociala baranavården. Nationell praktik och komparation", i: *Barnen och välfärdspolitiken* 2011.
- "Det nordiska barnet. Nordiskt samarbete för barnets bästa", i: *Barnen och välfärdspolitiken* 2011.
- Edebalk, Per Gunnar, "Fattigvårdsfolket och pensionsstriden 1912-13", i: *Socialvetenskaplig tidskrift* 1995:3.
- Edebalk, Per Gunnar, *Välfärdsstaten träder fram: svensk socialförsäkring 1884-1955*, Lund 1996.
- 150 år av självstyrelse. Kommuner och landsting i förändring*, Stockholm 2013.
- Edman, Johan, "Lösdrivarlagen och den samhällsfarliga lättjan", i: Swärd, Hans & Egerö, Marie-Anne red., *Villkorandets politik. Fattigdomens premisser och samhällets åtgärder - då och nu*, Malmö 2008.
- Ericsson, Christer & Horgby, Björn & Ishihara, Shunji, *Faderliga företagare i Sverige och Japan*, Stockholm 2015.
- Florin, Christina & Kvarnström, Lars, *Kvinnor på gränsen till medborgarskap. Genus, politik och offentlighet 1800-1950*, Stockholm 200.
- Hammar, Inger, "Kvinnokall och kvinnosak: Några nedslag i 1800-talets debatt om genus, medborgarskap och offentlighet", i: Florin & Kvarnström 2000.
- 石原俊時「スウェーデンにおける高齢者福祉における伝統と革新—『老いること』と「SENIOR2005」」。廣田功編『現代ヨーロッパの社会経済政策—その形成と展開』日本経済評論社, 2006年。
- 石原俊時「ストックホルム慈善調整協会—19世紀末葉から20世紀初頭にかけてのスウェーデンにおける公と私の間」『経済学論集』第78巻・第1号, 2012年a。
- 石原俊時「福祉国家のオルターナティブ?—二〇世紀初頭スウェーデンにおける福祉社会」高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの探求15 福祉』ミネルヴァ書房, 2012年b。
- 石原俊時「Christer Ericsson, Björn Horgby, Shunji Ishihara, *Faderliga företagare i Sverige och Japan*」『大原社会問題研究所雑誌』第698号, 2016年。
- 石原俊時「スウェーデン救貧連盟とその諸活動（2）」『経済学論集』第81巻・第2号, 2017年。
- 石原俊時「スウェーデン救貧連盟とその諸活動（4）」『経済学論集』第82巻・第2号, 2018年。
- 稲葉剛『生活保護から考える』岩波新書, 2013年。
- Jacobson, Magnus, "Skilsmässor på 1800-talet", i: *Populär Historia* 2001:1.
- Jönson, Håkan, *Ålderdom som samhällsproblem*, Lund 2002.
- Kanger, Thomas, *Stulen barndom. Vanvården på svenska barnhem*, Stockholm 2014.
- 金早雪『韓国・社会保障形成の政治経済学』新幹社, 2016年。
- Lundström, Tommy, *Tvångsombändertagande av barn. En studie av lagarna, professionerna och praktiken under 1900-talet*, Stockholm 1993.
- Manns, Ulla, "En man för sin sak: Lars Hierta, Oscar Stackerberg och Fredrik Borg", i: Svanström & Östberg 2004.
- Melby, Kari, Pylkkänen, Anu, Rosenbeck, Bente & Carlsson Wetterberg, Christina, *Inte ett ord om kärlek: Äktenskap och politik i Norden ca 1850-1930*, Göteborg 2006.
- Montgomery, Arthur, *Svensk socialpolitik under 1800-talet*, Stockholm 1951.
- 森建資『雇用関係の生成—イギリス社会政策史序説—』木鐸社, 1988年。
- Nilsson, Roddy, *Kontroll, makt och omsorg. Sociala problem och socialpolitik i Sverige 1780-1940*, Stockholm 2003.

- Nordisk familjebok*, Vol.9, Stockholm 1908.
- Nordlöf, Barbro, *Barnets rätt och bästa. En studie i barnavårdsmannaverksamheten i Stockholm*, Stockholm 1997.
- Pettersson, Ulla, *Från fattigvård till socialtjänst. Om socialt arbete och utomparlamentarisk aktivitet*, Lund 2011.
- Runcis, Tommy, *Makten över barnen. Tvångsombändertagande av barn i Sverige 1928-1968*, Stockholm 2007.
- Rönnbäck, Josefin, “Rätt är makt: Rösträtten som mål och medel för Landsföreningen för kvinnans politiska rösträtt”, i: Florin & Kvarnström 2000.
- Rönnbäck, Josefin, *Politikens genusgränser. Den kvinnliga rösträttsrörelsen och kampen för kvinnors politiska medborgarskap*, Stockholm 2004.
- Schmidt, Folke, “The Prospective Law of Marriage”, in: *Scandinavian Studies of Law*, Vol.50, 1971.
- Svanström, Yvonne & Östberg, Kjell red., *Än man då? Kön och feminism i Sverige under 150 år*, Stockholm 2004.
- Svenskt socialt lexikon*, (huvudredaktör: Karl J. Höjer), Stockholm 1949.
- Swärd, Hans, “Det tudelade välfärdssystemet”, i: Swärd, Hans et.al.red., *Vägar till välfärd – idéer, inspiratörer, kontroverser, perspektiv*, Stockholm 2013.
- 玉井金吾『防貧の創造—近代社会政策論研究—』啓文社，1992年。
- Therborn, Göran, “The Politics of Childhood: The Rights of Children in Modern Times”, in: Castles, Francis G., ed., *Families of Nations. Patterns of Public Policy in Western Democracies*, Aldershot 1993.
- Trolle Önnerfors, Elsa, “Luffare, tiggare, glädjeflickor och nasare. Om lösdrivarlagstiftningen i Sverige från medeltiden till folkhemmet”, i: *Från Schlysters lustgård* 2001:1.
- Vanvård i social barnavård under 1900-talet*, Delbetänkande av Utredningen om vanvård i den sociala barnvården, SOU 2009:99.
- Vanvård i social barnavård. Slutrapport*, SOU 2011:61.
- von Eyben, W.E., “Inter-Nordic Legislative Co-operation”, in: *Scandinavian Studies of Law*, Vol.6, 1962.
- Wikander, Ulla, “Sekelskiftet 1900. Konstruktion av en nygammal kvinnlighet”, i: Wikander, Ulla red., *Det evigt kvinnliga. En historia om förändring*, Stockholm 1994.
- 善積京子「家族—多様な生活の実態」二文字理明・伊藤正純編『スウェーデンにみる個性重視社会』桜井書店，2002年。
- Östberg, Kjell, “Först så går det upp... Svensk kvinnorörelse i ett longitudinellt perspektiv”, i: Svenström & Östberg 2004.

本稿は、平成26-28年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号26380420）および平成29-31年度科学研究費補助金（基盤研究（C）課題番号17K03831）に基づく研究成果の一部である。

〔東京大学大学院経済学研究科教授〕